

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月3日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
同意第5号の上程、説明	6
承認第1号の上程、説明	6
承認第2号の上程、説明	8
承認第3号の上程、説明	9
議案第34号の上程、説明	9
議案第35号の上程、説明	10
議案第36号の上程、説明	11
議案第37号の上程、説明	13
議案第38号の上程、説明	13
報告第2号の上程、報告	14
報告第3号の上程、報告	15
休会について	15
散会の宣告	15

第 2 号 (6月4日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17
議事日程	18

開議の宣告	19
一般質問	19
前田 孝 議員	19
仲井間 宗利 議員	21
新城 一智 議員	23
大城 佐一 議員	26
吉濱 覺 議員	34
散会の宣告	46

第 3 号 (6月8日)

開議、散会の日時	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	47
事務局出席者	47
議事日程	48
開議の宣告	49
同意第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	49
承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	52
承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	52
承認第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	53
議案第34号の質疑、委員会付託	54
議案第35号の質疑、委員会付託	54
議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	55
議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
議案第38号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
諸般の報告	59
散会の宣告	59

第 4 号 (6月9日)

開議、閉会の日時	61
出席議員	61
欠席議員	61
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	61
事務局出席者	61
議事日程	62
開議の宣告	63
議案第34号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	63

議案第 3 5 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	64
議案第 3 6 号～議案第 3 8 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	66
陳情第 8 号及び陳情第 1 0 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	69
陳情第 1 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71
意見案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	72
決議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	74
委員会の閉会中の継続審査の件	76
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	76
閉会の宣告	76
署名議員	76

平成27年第3回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成27年6月3日
会期 7日間
閉会 平成27年6月9日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月3日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告
6月4日	木	本会議	午前10時	一般質問
6月5日	金	休 会		
6月6日	土	休 会		
6月7日	日	休 会		
6月8日	月	本会議	午前10時	同意第5号委員会付託省略(即決) 承認第1号～第3号委員会付託省略(即決) 議案第34号質疑、総務常任委員会付託 議案第35号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第36号～第38号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	議案第35号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第34号総務常任委員会(説明～採決) 陳情第5号～第8号、第10号及び第11号総務常任委員会(検討～採決)
6月9日	火	委員会	午前10時	議案第36号～第38号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理、議員派遣の件(閉会)

会期日数 7日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
5	平成27年3月26日	平成27年度以降の民泊体験受け入れ生徒の入村・離村・及び一般村民が共有使用できる「体育館・駐車場（大型車乗り入れ可能）」施設完備を要求する陳情書	NPO法人おおぎみまるごとツーリズム協会 理事会代表者 宮城健隆・協会会員一同	総務常任委員会
6	平成27年3月26日	平成27年度NPO法人おおぎみまるごとツーリズム協会への『大宜味村観光受入体制・コーディネーター委託料』支援継続を要求する陳情書	NPO法人おおぎみまるごとツーリズム協会 理事会代表者 宮城健隆・協会会員一同	総務常任委員会
7	平成27年3月26日	三大プロジェクトの内の一つ、大宜味型体験・滞在プログラムの振興・促進の為に「宿泊施設」完備要求の陳情書	NPO法人おおぎみまるごとツーリズム協会 理事会代表者 宮城健隆・協会会員一同	総務常任委員会
8	平成27年4月14日	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	宮古島子宮頸がんワクチン副反応被害者を支える会 共同代表 松原睦美 平良理恵子 古謝真理子 伊志嶺弘勝	総務常任委員会
9	平成27年5月8日	13回目の地球社会建設決議陳情	荒木 實	議員配布
10	平成27年5月19日	安倍政権が「日本国憲法九条を守る」ように貴議会での決議要請書	大宜味村「憲法九条を守る会」 世話人代表 平良啓子	総務常任委員会
11	平成27年5月28日	所得税第56条の廃止を求める要請書	名護民主商工会婦人部 婦人部長 大城久子	総務常任委員会

平成27年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成27年6月3日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成27年6月3日 午前10時00分)

散 会 (平成27年6月3日 午前10時39分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 山 城 均 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産業振興課長兼
農業委員会局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同 意 第 5 号	副村長の選任について	提 案 説 明
6	承 認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	提 案 説 明
7	承 認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	提 案 説 明
8	承 認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	提 案 説 明
9	議 案 第 3 4 号	平南川駐車場整備土木工事の請負契約について	提 案 説 明
10	議 案 第 3 5 号	塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について	提 案 説 明
11	議 案 第 3 6 号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	提 案 説 明
12	議 案 第 3 7 号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提 案 説 明
13	議 案 第 3 8 号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提 案 説 明
14	報 告 第 2 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
15	報 告 第 3 号	平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報 告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。

ただいまから平成27年第3回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 仲井間宗利議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月9日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。

平成27年第3回定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対し、お

礼を申し上げます。大変ありがとうございます。

では、3月から5月までの行政報告を行います。

お手元に配りましたとおり、3月25日、国際映画祭のオープニングにおいて、村のアピールをしてまいりました。

また、4月3日の春の全国交通安全週間村民大会の出発式において、平成26年1月から今日まで、飲酒運転で検挙された方が1人もいないということを村民にアピールするとともに、今後とも1人の飲酒運転検挙者が出ないように村民にも強く呼びかけております。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願います。

次に4月1日から5月22日まで発注いたしました公共工事の入札結果を報告書として提出しておりますので御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎同意第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 同意第5号 副村長の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 同意第5号 副村長の選任について

大宜味村副村長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字上原271番地

氏 名 島袋幸俊

昭和29年5月10日生

平成27年6月3日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法〈昭和22年法律第67号〉第162条の規定により、同意を求める。

なお、履歴書、職歴等については添付してございますので御参照願いたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

なお、内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） それでは私のほうから補足して説明いたします。

今回、地方税法の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、大宜味村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、同条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

まず第1条に、大宜味村税条例の一部を改正する条例と、平成26年条例第8号にて改正した附則の未執行分の一部改正を第2条で改正する条例がございます。

主な改正内容について御説明いたします。なお、適用条項の改正による条文の整理等、字句の削除、修正は省略させていただきます。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の執行に伴う所要の条文の整理として2条から第149条附則第10条の3、附則第22条で改正しております。

説明資料の新旧対照表で説明をいたします。

説明資料17ページ、附則第7条3の2、個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除について。対象となる家屋の居住年の期限を平成29年12月31日から平成31年6月30日まで、1年6カ月延長するものでございます。施行期日は、平成28年4月1日からとなります。

説明資料18ページから19ページ、附則第9条から附則第9条の2、寄附金特別税額控除の申告の特例として、寄附者が寄附金を支出する際に、あわせて申告特例の申請をすることにより、当該寄附金にかかる申告をすることなく、当該寄附金にかかる税額控除を受けることができるようにしたものでございます。平成27年4月1日以降に行われる寄附について適用となります。

説明資料20ページ、附則第10条の2、地域決定型地方税特例措置として固定資産税を軽減するものでございます。なお、特例措置による軽減割合は法律の基準を参酌しております。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明資料24ページ、附則第11条から11条の2、平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成28年度及び29年度において、地下が下落した場合の宅地等の課税標準を修正することができる特例措置に関する規定を整備するものでございます。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明資料25ページ、附則第12条から13条、宅地及び農地に関する固定資産税の課税の特例措置について、平成27年度から29年度まで延長するものでございます。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明資料28ページ、附則第15条、特別土地保有税の課税の特例措置について。平成27年度から平成29年度まで延長するものでございます。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明資料29ページ、附則第16条、軽自動車税の税率の特例について。平成27年度中に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する軽自動車税について、平成28年度に軽自動車税の税率の特例の措置を講ずるものとしたものでございます。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明資料30ページ、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例について。紙巻きたばこ3級品の税率の

特例措置を平成30年度をもって廃止することとしたものでございます。ただし、特例措置の廃止までの間、経過措置として、平成28年度から平成30年度まで各年度において税率を段階的に引き上げていくこととしております。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

説明資料33ページ、第2条による改正。附則第16条、平成26年条例第8号にて改正した附則の未執行分の部分の平成27年度分の軽自動車税から適用する原動機付き自転車、2輪車、小型特殊自動車の新税率について1年間延長し、平成28年度分の軽自動車税から適用することとしたものでございます。施行期日は、平成27年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月3日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（宮平和美住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮平和美） おはようございます。

承認第2号 専決処分の承認について。大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方税法の改正に伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、3月31日付で専決処分をしております。そのため地方自治法第179条第1項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めるものであります。

主な改正内容について説明いたします。なお、字句の削除、修正等は省略させていただきます。

この条例の主な改正点は、第2条第2項について、基礎課税額の限度額が「51万円」から「52万円」、第3項については、後期高齢者支援金等課税額の限度額が「16万円」から「17万円」へ、第4項については、介護納付金課税額の限度額が「14万円」から「16万円」へ改正されます。

続きまして第23条第1項の改正は、第2条第2項について、基礎課税額の限度額が「51万円」から「52万円」へ、同条第3項については「16万円」から「17万円」へ、同条第4項については「14万円」から「16万円」へ改正されます。同条第2号は「24万5,000円」を「26万円」に、同条第3項は「45万円」を「47万円」に改正されます。

なお、この条例の施行は、平成27年4月1日からとなっております。

説明資料として、新旧対照表を添付してございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第3号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月3日提出
大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

- 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

- 財務課長（知念和史） 承認第3号について説明させていただきます。

沖縄の自然環境保全に配慮した、農業活性化支援事業の決定により予算措置を行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により歳入歳出予算補正を農業振興費等で1,302万3,000円の補正を行いましたので、同条第3項の規定により、第3回定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めるものでございます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第34号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約について

平南川駐車場整備土木工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平南川駐車場整備土木工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金5,832万円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字屋古264番地の3
商 号 株式会社 沖縄緑建
氏 名 代表取締役 具志堅 和樹

平成27年6月3日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法〈昭和22年法律第67号〉第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、工事概要については、担当課長から説明を申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

（山城 均企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（山城 均） それでは御説明申し上げます。

説明資料46ページをごらんいただきたいと思います。

平南川駐車場土木工事の請負契約について。

工事の目的としましては、観光周遊ルートの一體的な形成を図るため、観光の主要拠点であります平南川駐車場整備を行いまして、ター滝を利用される利便性を確保するために整備を行うものでございます。この事業につきましては、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用するものでございます。

工事名としまして、平南川駐車場整備土木工事。工事場所につきましては、津波地内となっております。

工事概要を御説明申し上げます。まず、駐車スペースとしまして、マイクロバス3台、普通乗用車75台、身障者用2台の駐車スペースを確保しております。工事の概要としましては、土工一式、河川沿いに整備するものでございまして、擁壁工があります。石積擁壁、延長152メートル、1.0から4.6メートルの高さの擁壁となっております。施設工としましてPC擬木柵、転落防止用の擬木柵ですね。それから水飲み場、ベンチ等の施設工となっております。舗装工としまして、アスファルト舗装2,429平米、透水性舗装92.8平米となっております。本工事の請負契約以外に、また別途建築工事、トイレ、シャワー、あとあずまや関係を別途で発注する予定となっております。

履行期限が平成28年2月12日となっております。

なお、各種図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について

塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約

- 3 契約金額 金8,748万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字喜如嘉1117番地の1
商号 株式会社 丸孝組
氏名 代表取締役 前田 孝明

平成27年6月3日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法〈昭和22年法律第67号〉第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、工事概要については、担当課長から説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
（大城 武産業振興課長兼農業委員会局長 登壇）
- 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） 説明資料57ページをお願いします。

塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について説明します。

まず目的としましては、本工事において、塩屋漁港内及び出入口、これは航路の砂の浚渫を行い、浚渫した砂を活用して養浜を行うとともに、砂留堤の整備を行います。

事業名、漁村地域整備交付金事業。工事名、塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事。工事場所、大宜味村字塩屋地先。工事概要としまして、浚渫・養浜工一式となっています。2号砂留堤、延長が60メートル。3号砂留堤、延長が31.2メートル。工事に伴う磁気探査を行います。

予定期限としましては、平成27年12月25日となっています。

なお、平面図等を添付しておりますので、参照してくださるようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,695万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,113万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年6月3日提出
大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては担当課長から説明いたします。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（知念和史財務課長 登壇）

○ 財務課長（知念和史） 議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、5,695万6,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

13款国庫支出金1,218万8,000円の増額ですが、子育て世帯臨時給付金、臨時福祉給付金に係る国庫補助金の増であります。

14款県支出金537万9,000円の増額ですが、地域福祉コーディネーター事業に係る民生費補助金351万4,000円、農林水産業補助金184万5,000円、委託金1万5,000円の増であります。

15款財産収入120万6,000円の増額ですが、利率見直しに伴う基金利子の増であります。

16款寄附金311万9,000円の増額ですが、5月21日までの実績に伴う増であります。

17款繰入金895万2,000円の増額ですが、企業立地奨励金に伴う財産形成基金の取り崩し金、加工施設修繕費に伴う13款、ふるさと納税活性化基金取り崩し金であります。

18款繰越金は2,000万円を増額しております。

19款諸収入21万2,000円の増額ですが、労働者福祉基金協会出資金の解約に伴う返戻金であります。

20款村債590万円の増額ですが、主なものとして結の浜地区ネットワーク整備事業であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

人事異動等に伴う職員の構成の変動等による増減が生ずることから、歳出全般にわたる職員人件費の補正につきましては説明を省略させていただきます。

2款総務費1,184万7,000円の増額ですが、主なものとして、財産管理費で結の浜地区ネットワーク整備事業、企画費で北部広域事務組合負担金の増額によるものです。

3款民生費1,694万3,000円の増額ですが、主なものとして、介護保険費で地域福祉コーディネーター事業362万7,000円、子育て世帯臨時給付金110万7,000円、臨時福祉給付金1,108万9,000円の増によるものです。

4款衛生費38万円の増額ですが、主なものとして、診療所のAED購入、こども医療自動償還に伴う国保連合会への手数料、名護市し尿センター負担金によるものです。

6款農林水産業費72万5,000円の増額ですが、トラクター購入助成、農道等修繕費、特産加工施設床補修によるものです。

7款商工費312万1,000円の増額ですが、主なものとして企業立地奨励金によるものです。

8款土木費13万3,000円の増額ですが、主なものとして、村道維持修繕費によるものです。

予算書の3ページをお開きください。

10款教育費1,304万7,000円の増額ですが、主なものとして、防災システム購入費507万9,000円、外構工事管理業務委託で421万2,000円によるものです。

11款災害復旧費9万円の増額ですが、土木施設災害復旧費の需用費によるものです。

13款諸支出金1,461万9,000円の増額ですが、主なものとして、財政調整基金1,000万円、財産形成基金120万1,000円、結い基金340万3,000円の積立金によるものです。

14款予備費405万円の減額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

4ページには地方債の補正を記載しております。限度額14億9,890万円から590万円を増額し、15億4,800万円となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成27年6月3日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（宮平和美住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮平和美） 議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

歳入はなく、歳出のみの補正となっております。

1款総務管理費25万7,000円、11款諸支出金34万9,000円をそれぞれ増額し、増額分を12款予備費66万円を減額しております。

なお、細部については、委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,393万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年6月3日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、説明については、財務課長のほうから説明を申し上げます。

- 議長(平良嗣男) 財務課長。

(知念和史財務課長 登壇)

- 財務課長(知念和史) 議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の概要説明をいたします。

今回の補正は、総額で48万5,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。

4款繰越金48万5,000円の増額補正をしております。

歳出の主な概要を説明いたします。

1款公共下水道事業総務費60万3,000円の増額ですが、浄化センターの膜分離装置浸漬洗浄費によるものです。

4款予備費11万8,000円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第14 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

平成26年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月3日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、別に資料を添付してございます。

- 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 報告第3号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第3号 平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成27年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告する。

平成27年6月3日提出

大宜味村長 宮城功光

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

◎休会について

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。議案調査のため6月5日は休会としたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって6月5日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時39分）

平成27年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成27年6月4日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成27年6月4日 午前10時00分)

散 会 (平成27年6月4日 午後2時45分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 山 城 均 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産業振興課長兼
農業委員会局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 「9条の碑」の建立と「平和の日」の制定について、前田 孝議員。
6番 前田 孝議員。
- 6番（前田 孝） それでは、「9条の碑」の建立と「平和の日」の制定について質問をいたします。

特定秘密保護法が平成26年12月10日に施行され、本年5月15日に自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法などの改正10法案を一括した「平和安全法制整備法案」と国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする新法「国際平和支援法案」が国会に提出され、今国会の特別委員会において審議がされている状況であります。その法案等が提出された日は、沖縄県の祖国復帰記念日であり、怒りを禁じ得ないところであります。いずれも平和という二文字が入っているところでありますが、国民向けの姑息な印象操作であると言わざるを得ません。これは改憲の実績づくりのためであり、憲法9条の空文化の後に9条の改憲を視野に入れたものである。憲法が国家権力を縛る「立憲主義」の根幹を揺るがす改悪と言わざるを得ず、戦前回帰への歴史の逆戻りは決して許されるものではありません。

戦争放棄をうたった世界にも誇れるすばらしい9条の理念を後世に伝えるためにも「9条の碑」の建立が必要だと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

また、ことは終戦70年の節目を踏まえ、村においては平和記念祭の開催を予定されておりますが、「平和の日」の制定についてはどうお考えですか、あわせてお伺いをいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） 前田議員の質問にお答えいたします。

「9条の碑」の建立と「平和の日」の制定に関する御質問についてお答えいたします。

私も議員がおっしゃることに同感であります。現在、国会において審議されている平和安全法制整備法案、国際平和支援法案で平和な日本になるとは思えません。戦後70年続いた平和なこの国は、日本国憲法第9条の「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とした戦争放棄が国際社会に認められたからであり、憲法9条の理念を後世に残すためにも9条の碑の建立を進めていきます。

平和の日の制定については、制定する方向で検討をしていきたいと思っております。以上、答弁いたします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 村長、前向きな答弁をいただいておりますけれども、憲法9条の碑の建立については、私は平成25年12月16日の一般質問でも申し上げましたが、その当時の当局の答弁も前向きな姿勢であったんです。予算化なども考えてやっていきたいということでありましたけれども、それから今日まで何ら動きがないわけですので、ぜひそれは実のある結果を残していただきますようお願いしたいと思っております。この憲法9条の碑の建立の問題については、県内各地によりますと、やっぱり村の財政のみだけじゃなく、いろいろ浄財も希望を募ったりしてやっているところもたくさんありますので、それを県内に9条の碑が建立されている市町村があります。その点の資料等を取り寄せて、建立の経費等の負担についても検討しながら進めていただきたいと思います。その方法論についてどうお考えなのかひとつ伺いしておきたいと思えます。

そして平和の日の制定についてなんですが、今、大宜味村では沖縄戦終結50周年記念として平和の誓いが役場の入り口の靈魂之塔のそばに建っているわけですが、なかなかそれに気づく方もおられないんですね。ですからこの誓いの碑を建てられているのに、平和の日とセットにしてこれからも進めていただきたいと思っております。

その平和教育については、沖縄歴史教育研究会と高教組、1月から3月までに県立高校の2年生を対象に36校の2,340名から回答があったということでございまして、この沖縄戦を学ぶことについては、94.1%の生徒の皆さんが沖縄戦を学ぶことは大変大事だという回答が出されております。この平和の日の制定もして、子や孫にきちんとしたものを伝えていくのも、また私たち大人の責務じゃないかと思うんですが、その平和の日の制定は、この50周年の場合は平成10年6月23日に建立ということになっておりますが、村民が山中に避難して、下山したのが昭和20年の7月10日から下山が始まったということなんですが、どの日をとるか、それは後からの問題だとは思いますが。ちなみに、与那原町は5月21日に町民平和の日と条例で定めているんです。その5月21日というのは与那原町が米軍に占領された日だということで規定をされて、その日に慰霊祭なども同時に行っているということではありますが、その2点についてお考えをお聞かせください。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。

議員が話されていますように、憲法9条の碑については、平成25年の12月議会で村長が前向きな姿勢で建立していきたいと、予算措置もしていきたいと答弁をしているんですけども、実施されていないという指摘であります。このことについては、大変申しわけないと思っておりますけれども、私としては今回、復帰70年という節目の年に、12月ごろに平和祭という形で実施したいという思いがあります。先ほどからありますように、50周年記念については、これは12月1日に50周年慰霊祭をやっておりますけれども、その日に近い日を制定して進めていきたいという思いで、これから準備をして進めますけれども、できるだけ7月の早い時期に実行委員会をつくって、実行委員会形式で建立、それと平和の日の制定等についても話し合いを進めていきたい。そしてできるだけ9月議会で補正予算を組んで、何とか措置をして、今年度いっぱいでは建立ができるように。また平和の日の制定ができるように進めていきたいと考えております。ひとつよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 実行委員会を立ち上げていきたいということなのですが、その場合、本村においては、9条の会が発足いたしまして、もう8年を迎えられております。その実行委員会に皆さんにも参加していただいて、その文言をどうするかというところなども、やっぱりそういう方々のお知恵も拝借したほうが私はいいんじゃないかと思っているわけなんですね。その建立するためには、私たちは日本が戦争への道を二度と踏まないためにも、過去にも、現在にも、目を閉ざさず、平和の守り手となるようにひとつ立派なものをつくっていただきたいと思うのですが、その9条の碑の建立について、村内に設立されております9条の会の皆さん方とも調整をして建立に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、最後にそれをお伺いして質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 先ほど申し述べるべきでしたけれども、本村には憲法9条の会というふうに、毎月集まって、そういう勉強会をしたり、いろいろやっている組織があります。ぜひとも憲法9条の会とも連携をとって、条文についても皆さんの意見も聞きながら、また実行委員の中にも入ってもらうような方法でぜひ進めていきたいと考えております。ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に村内5小中学校の廃校後の校舎利用について、仲井間宗利議員。
3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。村内5小中学校の廃校後の校舎利用について質問させていただきます。

現在、村内には民間アパート等が少ないため、名護市等に住んでいると聞いております。結の浜の分譲地に民間アパートを建てる予定と聞いておりますが、ちょっと時間がたっているのかなと思っております。であるならば、使える校舎を改築して住居としてはどうか。

また、大宜味村の観光事業の一環として、民泊事業が地域活性化に寄与しているとも思われます。村単独受け入れ時は、大保ダムぶながや館を使用しておりますが、雨天時には200人を受け入れる施設が現在ありません。体育館等が早急に使用できないかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

統合小学校、移転中学校の閉校に伴い、平成28年4月以降には4小学校と中学校の跡施設が発生します。これらは村の貴重な財産であり、将来を見通した村づくりや地域づくりにつながる利活用についての検討が必要であります。跡利用として、住居として活用してはどうかということですが、村としましては、公営住宅の整備において、住宅政策を進めてまいりましたが、入居基準により、入居できない状況も発生しております。また、民間アパートも1軒と不足しており、村外への居住の確保を余儀なくされている状況もあることから、村外への人口流出をとめ、また、本村の大きな課題であります過疎対策に関する取り組みとしましての定住人口の拡大と移住受け入れ政策の観点から学校跡施設の住居としての利活用も検討してまいりたいと思います。

観光受け入れ主要事業としての民泊事業の受け入れが、平成24年1,692人、平成25年2,248人と増加しており、さらに村独自の受け入れ体制が確立されつつあります。村としては、さらなる観光振興のためにも学校跡地を観光施設としての利活用を視野に入れて検討しており、体育館の活用も多目的に考慮し、受け入れ施設としての活用を大型車の乗り入れとともに検討してまいりたいと考えております。なお、体育館の早急な使用につきましては、教育委員会に答弁させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

雨天時には200人を受け入れる施設がありませんということで、体育館等が早急に使用できないかということでございますが、学校施設の利用につきましては、学校管理規則等により、学校長の判断となります。許可を受けようとするものは、使用許可申請書を当該学校長に提出しなければなりません。ただし、10日以上、または慰霊の利用の場合はあらかじめ教育委員会の指示を受けることになります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 前向きな御意見、大変ありがとうございます。

住居問題については、非常に切羽詰まった気持ちでありますので、質問させていただきました。特に役場職員等、本村に住みたいけど住めない、その理由は住みたい屋敷とか空き家とかを利用させてもらえば非常にありがたいんですけども、なかなかそういうことができないということで出しました。観光客受け入れは、先ほどもありましたとおり、去る5月何日かのときには大変天候が悪くて、受け入れが非常にてんでこ舞いたしまして、急遽、国頭村総合グラウンドのほうとか、東村体育館を使用させていただいております。そういうときには、向こうも予定も入っておりますので、なかなか使えないというときもあるようですけれども、そういう形で私のほうは質問させていただきました。切羽詰まった気持ちでありますので、そういう形で質問をさせていただきました。皆さんの答弁を伺って終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 切羽詰まって村外の施設を利用されているということなんですが、教育委員会としても、できれば村内の施設を利用したほうが良いということは当然のことではありますが、学校はいろいろ制約というのがありまして、使用許可する場合に、いろいろな制限がありまして、1つには学校教育上支障があるときはできないと。それから2つ目に、公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するおそれがあるとき。3つ目に、もっぱら私的営利を目的とするとき。4つ目に、学校施設の管理上、支障があるときというふうなことで制限がありますので、急な場合には学校行事等がありますので、厳しい面も多々あるかと思いますが、それ以外であればできるかと思いますが。学校施設以外にも公共施設はありますので、そこら辺も検討されてはいかがでしょうか。以上でございます。

○ 議長（平良嗣男） これで、村内5小中学校の廃校後の校舎利用についての質問を終わります。

次に三大重点プロジェクト今後の考えは、仲井間宗利議員。

3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 三大重点プロジェクト今後の考えはということで質問させていただきます。

本村の三大プロジェクトの1つである大宜味村型体験滞在、交流プログラムの推進、癒しの森整備、

結の浜等今後の計画はということで出しておりますけれども、村長が一所懸命外交されて、結の浜というのはお互い村民が大いに使えるという施設でありますので、非常にありがたいと思うんですけれども、癒しの森あたりは怎么样了のかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

大宜味型体験滞在交流プログラムの推進につきましては、本村の自然文化などの地域資源を生かし、推進体制の整備、ガイドを兼ねたコーディネーターの育成に重点を置き推進するために、今年度からこれまで活用されてこなかった海資源の活用を推進するブルーツーリズム推進体制構築事業、また現在実施されております民泊事業における危険生物や災害への対応強化を図るため、危機管理対策事業、それから世界自然遺産登録を見据えて、受け入れ体制の構築を図ることを目的に、世界自然遺産登録推進事業を計画しております。これらの事業を推進することにより、本村の地域資源に光を当て、村全体の活性化に結びつく大宜味型体験滞在交流プログラムの構築を推進してまいります。

長寿と癒しの森整備につきましては、計画が進展していない状況にありますが、長寿と癒しの森が目指す基本的な考えに基づき、集客拠点の整備に重点を置き、民間活力の導入を検討しつつ、現在、農林省の農山村活性化プロジェクト交付金等の活用により、整備を推進するため事業採択の可能性へ向けて、県と事業調整を行っているところであります。

結の浜土地基本計画につきましては、現在、統合小学校及び中学校の移転建設が進められており、徐々に生活圏が確立されてきつつあります。しかし、今後の計画については、整備メニューの確保難や村財政状況により進展が図られていない状況であります。補助事業メニューの精査を行い、交流広場や周辺緑地の防潮、防風林整備事業等を中心に事業計画を確立する取り組みをしてまいります。また、民間企業による商業施設や定住促進を図る賃貸住宅の誘致などを推進しているところであります。以上。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 村長のほうがいろんな計画等をなされておりますので、大変ありがとうございます。

村の観光受け入れですね、今、みんな各諸団体が一所懸命頑張っているところでありますので、そういったところと連携をして、せっかく埋め立てられた、お互いの財産でありますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に農業用水について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では農業用水について、一般質問をさせていただきます。

農業の振興には水は欠かせないのは御承知のとおりです。そこで次の点についてお伺いいたします。

農業用水についてどう考えるのか。

それと2点目は、これまで農業用水に対してどのような依頼等があったか。また件数と内容の公表もお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。
（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目に、農産物を栽培するに当たり、農業用水の確保は大変重要なことです。現在、大宜味村では田嘉里土地改良区、喜如嘉土地改良区、田港土地改良区、田嘉里山、大工又地域が補助事業で整備された地域、地区があります。整備後、かなりの年数が経過している地区もあり、老朽化等で十分機能していない地域もあります。そのほかの地域においては、農家が独自で水源を確保し、利用している状況で、今後、地域より整備の希望がありましたら、国、県等の補助事業を活用し整備を行っていきたいと思います。

2番目に、現在、文書による要請を1件受けています。内容については、ポンプ導水管、貯水池、配水管と施設一式を整備してほしいとの要望があります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） やっぱり農業には水は欠かせないということで、大宜味村農村振興基本計画の中にも灌漑施設の整備だとか、共同水源利用施設の整備などが計画として書かれているんですが、大保ダムの下流側にその施設ができていますけれども、例えば水が、先ほど村長が1件要請を受けているということで、実は3月議会に経済建設常任委員会にそういう陳情書が上がってきたんですけれども、残念ながら、その内容によると全額村の負担でやっていただきたいということで、多分これは村としても受け入れられないだろうということでいろんな調査をしました、実際にですね。だけど、ある程度の予算でそういう整備ができる地区もあるものですから、そのような配慮も今後進めていっていただきたいと思います。

今、1件だけの要請とありましたけれども、過去に、いろんな整備されていない地区があると思うんです。その辺の経緯がなかったのか、依頼ですね、その辺も含めて課長のほうでもよろしいですから、答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大城 武） とりあえず現在、文書でもっての要請というのは1件あります。過去の要望というのが、これまで謝名城の地域と、それと喜納の地域、それと押川の地域等がありましたが、謝名城については、独自でやっていくということで、喜納と押川については、去年の4月、5月あたりで区長と相談しまして、水源の確保が可能かということをいろいろ調査したんですが、そのときに押川の地域では水源の確保ができないということで、施設の整備はちょっとできないんじゃないかということとまっている状況です。喜納についても同じような状況で、水源の確保ができないということで今とまっている状況です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） やっぱり水源が確保できない地域であれば、その辺また新たに考える必要があると思うんですが、水源が確保できている地域であれば、自助、共助、公助という、そういう3つの、自分たちでやるということと、あと共同でやるということと、あとそこに役場、公がかかわっていくという考え方で、今後もしそういう事業が可能であれば、考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。伺って終わります。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ただいまの質問にお答えしますけれども、やはり農業法人で申請があった場合には、非常に村としても対応しやすいんですけども、個人的にこうふうな要請があると、なかなか予算措置が難しいという状況があります。その辺については、農家の皆さんにも御理解をいただいて、できるだけ法人化をしてもらって、農業法人をとってできるような方法をぜひ進めていけたら、村としても十分対応できるのかなと。

この1件というのは、津波の件だと思うんですけども、この件についても、本当はもう少し誠意を持って予算、幾らか補助を出せたらという思いはしておりますけれども、現在の議会のほうでも審議をしていただきましたけれども、その辺、十分、今のところ村としての方針として出せるような状況ではないということを御理解いただきたいと思います。その辺についてはできるだけ補助事業等があれば、ぜひ進めていけるようにしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 新城一智議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ありがとうございます。

答弁は求めないんですが、これから地方創生ということで、やっぱりいろんなメニューが多々あると思うんです。その辺の活用も視野に入れながら産業振興課には頑張っていただきたいと思いますので、ぜひお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで農業用水についての質問を終わります。

次に村長の政治スタンスについて、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、村長の政治に対するスタンスについてお伺いします。

一般的に、わかりやすく言うと、保守、革新、中道と分かれますが、村長は現在、どのような立ち位置というか、スタンスでおられるのか、その辺を伺ってまた質問します。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 三択で言うと一番わかりやすいということで、当然、中道という形でスタンスを持っております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 中道ということではありますが、今、御存じのように沖縄は建白書を実現するために翁長県知事を筆頭に、今アメリカに辺野古への基地建設の阻止のためにいろいろ駆けずり回っていますけれども、今、各地で島ぐるみ会議ということで、各支部が、今帰仁でもありましたけれども、設立されてきています。大宜味でもそういう組織を立ち上げるために動いているところもあるんですが、中道という立場もあると思います。村長は、もしこの島ぐるみ会議等が大宜味村で発足するような、大宜味支部として発足するようなことになったときに、共同代表じゃないですけども、そういう立場でぜひ参加してもらいたいと思うんですが、その辺についてお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件については、先ほどの憲法9条の碑の件もありますけれども、そういうもろもろも含めて、平和主義ということで、政治スタンスは中道であっても、やはりそこはしっかりと、

大宜味村の今までの歴史的、あるいは先輩方が築いたそのものを守っていくとか、ある反面、それを守っていく必要があります。それについては私も選挙戦の中から建白書の実現ということでの会員として参加をし、選挙でもそういうことを訴えてまいりました。そういう面で、今、各市町村でやっているのは当然わかります。本来でしたら、私は副村長がいたら、本当にいろんなものが十分できるんだがなと思いつつ、今一人でなかなか前に進むことができないというのも大変残念なことであります。こういう組織も設立して、ぜひ一緒にやっていけたらという思いはしております。前向きに進めていきたいという気持ちでありますので御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ、そういう動きがあれば、前向きにお願いしたいと思います。村長3日の首長アンケートでも、先ほど9条の関連の質問の中でもありましたけれども、平和主義ということであって、ぜひそのスタンスは中道であっても変えないように、ぜひ今後また一緒にやっていけたらと思っておりますので、よろしく願いして質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で新城一智議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時36分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時44分)

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に統合大宜味小学校の課題について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 統合大宜味小学校の課題について。

平成28年4月開校に向けて、学校建設も粛々と進んでいるところであります。これまで指摘した課題と、これからの新生大宜味小学校の課題についてお伺いいたします。

これまでの課題について。1番目に、送迎などについて。2番目に、屋内・屋外施設の使用などについて。3番目に、避難訓練などについて。

新生小学校の課題について。1番目に、支援員・用務員などの体制はどうなるのか。2番目に、学校行事などの実施は小中学校で、合同でするのか。

これまでも再三同じようなことを質問してきたわけですが、これまでの答弁では、教育長の答弁では専門部会とかの話があって、本人の、教育長としての的確な答弁が聞けないままになっていきますので、きょうはこの統合問題に関しては、最後の質問になるかと思っておりますので、ぜひ教育長個人の考えはどうか。その辺についての答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

個人の考えということですが、これまで検討部会とか専門部会で話し合ってきましたので、個人とい

うよりも公的な立場で答えたいと思います。

まず、送迎等についてですが、可能な限り、安全確実に送迎できるよう通学路検討部会において、調査、検討を進めているところがございます、これまでに4回の通学路検討部会で話し合っております。その中で教育環境についての、保護者向けのアンケートも実施しております。通学方法については、今後また検討部会を持って、さらに精度の高い計画にしていきたいと思います。

それから2点目、屋内・屋外施設の使用等についてですが、これはやっぱり、村教育委員会としましては、地域とともにある学校、開かれた学校づくりのために施設の開放に努めてまいりたいと思います。

3点目、避難訓練等についてですが、開校にあわせ、避難計画やマニュアル等を作成し、開校後は速やかに避難訓練を実施してまいりたいと思います。

それから新生小学校の課題ですが、支援員・用務員等の体制はどうかという御質問ですが、これにつきましては、支援を必要とする児童生徒の状況、また用務員の業務量等を勘案して配置してまいりたいと思います。

次の学校行事等の実施は、小中学校合同であるのかとの御質問ですが、小中一体型の施設ですので、行事等は可能な限り合同での開催を考えております。ちょっと戻りますが、今、部会を立ち上げて、部会のほうで議論をしています。その決定を受けて推進委員会で諮って決定して、その後、教育長に報告がありまして、それをまた教育委員会議で決定して、村長に報告して決定するという事務の流れになっております。以上でございます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） やっぱり、答弁は今までのとおり、同じような、繰り返しのような答弁でありますので、教育長も個人と言っていたんですが、公的ということ、教育長としては公的な立場の上でありますので、教育長としての立場はどうかということ聞いております。この3点についての課題を答弁してもらったんですが、前回、前々回も、私この質問について、統合問題に関しては15回前後ぐらい質問をしているんですが、全く同じような答弁しかありません。具体的にどうかということとははっきり示した答弁が一度もありません。そして、なぜこの課題について質問をしたかということ、私は、去年の12月の質問において、今まで専門部会でまとめてきたものを、いつ住民に説明するかと質問をしたら、答弁書を見ますと、学校名が決定したらすぐやりますという答弁なんですよ。この学校名は2月に決まっているわけなんです。それなのに、今さら説明会もしない、きょうの答弁を聞くとまだ専門部会、専門部会という話の段階、一体いつになったらはっきりした学校としてのあるべき姿というのは見えてくるのか。開校は平成28年4月なんです。もう来年なんですよ。あと二、三年あるわけではないんです。早目に事を進めないと、始まってからはあれこれやろうとしてもできないことがたくさん出てきます。だから今のうちにいろんな課題を議論して、早目にこういうことをやりますと住民にはっきりと説明してほしいんです。送迎については可能な限りと言っていたんですが、これは私が言いたいのをちょっと理解してほしいんですけども、教育委員会が説明の段階で送迎をやりますとはっきり言ったんです。それで住民は納得していると思うんです。そのときに小学校、中学校の通学圏が小学校が4キロ、中学校で6キロということを教育委員会はちゃんと答弁したんじゃないですか。この通学圏をはっきり分け、認識していましたと。この小学校の4キロ圏内ね、はっきり認識しているにもかかわらず送迎はやりますと答えているんですよ、ちゃんと。ということは、徒歩4キロ圏内と知りながら送迎をやりますと、前にも、前回も言ったんですが、うそをついてだましていることになるんですよ、

住民を。なんで最初この説明会で徒歩圏内は4キロとなっていますが、事情によっては送迎もあり得るでしょうか、こういう答弁をしなかったのか。わかりながら、各地で送迎をやりますと、こういうことを言っているから、これはどうしますかということをもう何回も質問しているんですが、はっきりした答弁が来ない。まだまだ議論中と、もう何カ年になりますか、この送迎に関しての答弁は。もう2カ年以上になりますよ、私が最初に質問してから。この1点ですね。

あと、屋内・屋外施設の使用等について、教育長はちょっと、私の言い方がまずかったかもしれませんが、ちょっと誤解しているような雰囲気もありますので、一般の開放という答弁の仕方だったので、これはですね、屋内・屋外の施設の使用は、私が言いたかったのは、小学校、中学校、グラウンド1つで、体育館1つであるものですから、こういった使用の問題もですね、これまでの答弁では、教育長は、学校の教育課程に合わせたやり方をやると、今までの答弁があるんですよね。しかし、最初のうちは小学校は中学校のあいた時間に使用させると、そういう答弁もあります。だからいろいろ課題も、たくさんあるんですよ、これ。もうあと1年もないんですから、まだまだこういうことも解決しないで統合はいきますよという、話ではないんじゃないかと私は思うんです。

あと避難訓練ですね、この避難訓練等については、本当に教育委員会としてもデータの、距離、時間等も出されてはおります、資料としては。しかしデスクワーク上の計算だけで、本当に事が運ぶのか。その辺のリスクも大いに計算に入れてやらないと、ただ机の上の計算だけで時間はこうなりますという、計算だけではだめだと思うんです。ちょっと余談になりますが、最近、先週でしたか、小笠原のマグニチュード8.1の大きな地震があったんですが、幸いに600キロの地下ということであまり、大きな被害はなかったんですが、これは気象庁始まって以来の、全国47都道府県に震度1をあらわすという、観測史上初めての地震が起きているんですね。お互いの沖縄近海は全国でも地震発生率が一番多いということで有名であります。こういうことはさておいて、この避難訓練についても、開校後、すぐにマニュアルに沿ってという話があるんですが、4月1日から開校した場合に、4月2日に起こるかもわかりません。だから開校後といっても間に合いませんよ、4月2日に地震があった場合、津波があった場合には。だからこれは統合するまでに、ただ私の考えでは一、二回の避難訓練だけではなかなか身についてこないと思います。その辺もちょっと、早目に検討していただきたいと思います。なぜ、そういった質問をしたかということ、同じこと、議会の皆さんも耳もうかゆいかもわかりませんが、的確に、納得できるような回答がないものだから今まで何回もしてきたのであって、本当にこれからは教育長としての、各専門部会もありますので、教育長も自分の考えがあると思いますので、長としての考え方、それを頭に入れて各部会にどうするのかというやり方もあると思います。過去にもこういうやり方もやっていますので、これはまた後から取り入れていきますので、お願いしたいと思います。

あと、新生小学校の課題ですね。これは各業務によってということで答弁があったんですが、やっぱり各小学校には特別支援員、学習支援員、2名ずつ、8名ですかね。用務員等が4名、小学校にですよ、います。これからまたこの人たちの先はどうなるかということもあります。考え方も、用務員の事情によってということで教育長答弁にあったんですが、いろんなことも加味して、検討しなければいけない事情もたくさんあると思います。

あと、学校行事等は合同と、大変あれですね。教育委員会の説明会では、この学校は結の浜に移設するんですが、敷地は同じですが、学校は全く別ですよと。一貫校ではありませんとちゃんと答弁したわけですから、この考え方によっては、なぜグラウンドも別、体育館も別、図書館も別、こういう考えが

来なかったのか。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 教育長としてはっきりとした答弁がないということなのですが、今月、6月に地域住民説明会がありますので、これまで話し合われたこと、経過等については、地域住民説明会でしっかりと説明してまいりたいと思います。

それから送迎の件ですが、4キロ、6キロ。これは、小学校は4キロ圏内が通学の目安、中学校は6キロ圏内ということで、2キロ、3キロの児童生徒は送迎しないということではありません。スクールバスを購入するときの補助の基準が、児童は4キロ以上の児童が対象。中学校は6キロ以上の生徒がスクールバスの対象になりますということで、それ未満の人は補助事業では対象外ですけれども、教育委員会としては、今アンケートを実施しているところですので、1キロ、2キロ等おいてもスクールバスで送迎しないというわけではありません。

それから小中の体育館、グラウンド等の利用については、今、校長会等で教育課程を編成、検討しているところですので、その中で小学校が使う時間帯、中学校が使う時間帯を振り分けてまいりたいと思っております。

避難訓練については、開校後では遅いということですが、マニュアルは開校に間に合わせて、精度の高いものにして、開校後、速やかに避難訓練ができるようにしてまいりたいと思います。

雇用につきましても、先ほど申しておりますように、現段階では何名雇用とか、もちろんこれはまた財政との調整等もありますので、用務員の業務量に応じて必要な用務員を確保していきたいと思っております。

それから行事の合同について、地域住民説明会のときには、一体化ではあるが、小学校にも小学校の校長、中学校には中学校の校長がいて、それぞれ独立した学校であるんだということの説明でありまして、その中でまた共用できるところ、共用できる教室は共用してまいりたいと、そういうふうな説明をしてきたつもりでございます。

あと最後に、自分の考えということですが、先ほどから言っているように、検討部会には教育長が直接参加して議論に加わることはありません。部会のほうにお願いしている立場上、委員会で検討されたことを踏まえて、最終的に判断してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今の答弁を聞いていると、今からいろんな部会で集まってやっている状況という感じを受けました。これは大変遅いんじゃないかと思いますが、来年4月開校に向けては。

それとこの避難訓練等についてですが、避難道の設置も計画に上げられてありましたけれども、例えばこういったものを想定してされているのか。例えばこれが、地震があった日、津波があった日に大雨、暴風が吹いているとした場合、この避難道、避難してエーガイ線に出た。そうしたらこの場所はどのような状況、そのまま雨ざらしにして退避させるのか。そういったものまで議論されているのか。いろんなあらゆる想定を思って議論していかないと。ただ避難道をつくれればオーケーじゃないわけですね。その日の状況等も十分把握してから議論していかないと、検討していかないと。一番、言ったら、最悪の状態を想定しているんなものを設定してほしいわけなんです。これからの、もう本当に遅いことでもあります。

過去今までいろいろ振り返ってみますと、大宜味村の学校の望ましい検討委員会が平成21年の11月12日から始まって以来、これまでいろんな議論をされてきたと教育長は言っておられますが、私からした

ら十分な議論は絶対されていないと思います。これは住民説明会も、このでき上がったものを住民、統合に向けての説得会じゃなかったかと、今振り返ってみたらですね。きのうは眠りながら、いろいろ頭に浮かんできました。もう平成21年からの検討委員会の議事録を見ると、最初から、平成21年の11月、最初の議論から検討、事務局、答弁したのは今の教育長ですよ、これね。もう最初から全体的に見て小学校の統合は必要ではないかと、そういう提案をもう事務局からしているんですよ。それに伴っていろいろ最初の委員会をやっているんですが、委員長の話でもこの検討委員会では、まず小学校の統合について考えていくということになるかと思えます。統合がいいんだという方向性を出させて、地域で話し合いをして、懇談をして、これで走りましょうと。いろいろいっぱい、統合、統合、統合、統合という議論なんですね、この初日の、走りの検討委員会は。それにもかかわらず、これまでの答弁では統合ありきではありませんという答弁が多かったんですが、これを見ても統合ありきの検討委員会、あるいは住民説明会、まあ、説明会じゃなくて説得会になりますけれどもね。いろいろ私はこれは、きのうは眠りながらいろいろ考えて、事、頭に浮かんだことが、今の沖縄はもちろん、日本全国、ましてや世界に話題を集めている辺野古問題ですね。これがこの統合問題とかぶって、朝になって見えてきました。統合は結の浜への建設が一番の解決策じゃないかという教育委員会の考えじゃないかと、私はそう思います。いろんなことも頭に浮かんで、浜の近くでの学校は災害に対してどうかという、講演会の要請をしても全く無視。辺野古でもそうでしょう。岩礁破碎の調査をさせてくれと言ってもさせない。無視。全く自分だけの考えを全うしようという考え。本当に私はダブっていると思ってなりません。そしてこの粛々という、わざわざこれは通告事項に学校建設も粛々と進んでいるところではありますが、と入れたんですが、やっぱりいろんな言葉の問題になったんですが、この言葉を、意味を調べてみると、悪いこととわかっていながらなされる行為、こういう行為でありますし、これはいろいろ、かわじまの戦いでもいろいろ言われて、最近、政治家が、これは竹下登元首相が批判を恐れずやるべき仕事をなすべきという意味で、最近政治家で流行ってきたこの粛々という言葉なんですが、本当にこの意味合いからすると、やり方が全くこの言葉に合って、もう私たち反対者の意見は何があろうと聞かない。ただ、自分たちの考えを全うするという、そういう考え方にしか思えないところがあります。この辺もっとたくさんあるんですが、時間も時間でありまして、また9月まであと1回この質問はあるかと思しますので、最後に本当に、これからの計画、実効性を、いついつ計画をつくって、はっきりした説明をやりますと、さっき6月ということがあったんですが、そのときにはもうちゃんと、今までいろんなメリット、デメリットがいっぱいあったと思うんですよ。そういったものを精査した中でのものなのか。はっきりした答弁をお願いして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 今、教育委員会では学校統合に向けてさまざまな角度から、さまざまな課題について検討や調査等を重ねております。早い段階でこうだと結論を出すのも早計かなと。やはりいろいろ調査をし、議論をし、各地を調査しながら慎重に事業を進めていく必要があるだろうと思っております。いずれにしても結果が出次第、早目に住民に対しては説明してまいりたいと思います。

それから統合ありきで進められたのではないかとこのところですが、私、当時課長として、こんな大きな権限というか、影響力等ありません。広く意見を聞きながら進めてきたのが今日の結果だと認識しておりますので、御理解をお願いします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で統合大宜味小学校の課題についての質問を終わります。

次に人材育成基金の運用について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 人材育成基金の運用について、これも3回、4回目になりますかね、これについてお伺いしたいと思います。

本村の教育、スポーツ、文化及び教育行政等における有為な人材を育み、心豊かな文化薫り高いむらづくりに寄与するため、平成19年3月に人材育成基金を設置して以来、多数の方々に助成し、人材育成に寄与されたことと思います。これまでの再三の質問も踏まえて、運用についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

人材育成基金の運用につきましては、大宜味村人材育成基金条例及び大宜味村人材育成事業助成金交付要綱に基づき運営してまいりました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 今の答弁には、大宜味村人材育成基金の要綱に基づいてやってきたということですが、これは一応、例を出してですね、3月ごろでしたか、ある方が全国大会へ行くということで、これは教育委員会に申請しに来ていたと思うんですが、何か断られたみたいであります、この目的は人材育成基金の設置目的、これも明らかに大宜味村の子供たちが、活躍している子供たちが県外派遣、全国大会、あるいはまた短期留学、その他の文化面での全国派遣に関する、要綱でうたわれているわけなんです。これがいろんな、交付要綱の中には、要綱もあります、この要綱に従って交付はされたと思うんですが、これは3月に来た方の、断った理由と、教育長に交付要綱の11条を朗読してほしいんですけども、お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 3月の全国大会出場の件で断られたということですが、これは全国大会に行く前日にそういう話があったかと思いますが、それで事務局としてはもう対応できなくて、断ったというふうに理解しております。要綱では一月前までに申請しなくてはならないというのがありまして、前日ではどうしても対応できない。預金もおろせないという、いろいろな状況があって断ったというふうに理解しております。

それでは朗読しなさいということですので、読み上げます。（申請）第11条、助成の交付を受けようとする者又は団体は、助成金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）に次の書類を添付し、その事業の1月前までに教育委員会に申請するものとする。（1）第8条各号のいずれかを証明するもの。（2）第9条各号のいずれかを証明するもの。（3）団体にあつては、当該年度の事業計画書及び事業に要する経費の見積書並びに予算措置状況。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 3月の件は、前日に来たから対応できなかったという答弁ですけども、教育長が研修なのか、旅行なのかわかりませんが、アメリカへ行ったときの、この申請は4月9日出発。申請を出したのが4月2日なんです。これは一月前になっておりますか。明らかに要綱違反ですよ。今、本人みずからが第11条を読み上げて、一月前とちゃんとおっしゃっているんだから、教育長が

申請したのが4月2日、出発したのが4月9日、これは明らかな交付要綱違反。自分のことは違反しておきながら、前日だろうが、1週間だろうが、当日までは一月前じゃないから、全部、そぐわないんですがね、違反は違反なんですよ。自分のことは採用しながら、この人材育成基金の目的に適している全国派遣ということをやっている。明らかに公にわかる。教育長も御存じだったわけでしょう、全国大会があるということは。わかると思いますよ、役場にもちゃんと回っていたんだから、チャリティーの。これはわかっていたと思います。だからこれははっきりわかるものに対して、あれこれ、これこれの書類を持ってきなさいとか、こういう必要ないんじゃないの。9条の第6項でいう教育長が勝手に出した、自分のものは勝手に出した旅費、こういうものに使うのが9条の第6項なんです。会長が認めるというものは。明らかにわかることでしょう、全国大会。こういった、自分のことはさておいて、人のことはさせない。何が宜味村の人材育成のためということをやっているの。この辺について、教育長はどう思いますか。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 全国大会に行くことはわかっていたのではないかとありますが、私の情報不足ですか、知りませんでした。担当に、前日に来て、もうどうしようもなく断念してもらったということ聞いております。

それから申請する期日ですが、要綱には一月前ということで、非常にこれは運用がしづらいということで、過去に派遣、いろいろ助成したところ、1カ月前では非常に早いということで、皆さんおくれて申請してきているのが多かったんですが、これはどうにか派遣しなくてはいけないという思いで要綱にはちょっと触れるんですが、人材派遣の助成をしております。この人材育成基金、平成19年に制定されて、今はもう7年ほどになりますので、また運用についてやりづらいところ等につきましては改正をして、人材育成に寄与できるように要綱等も整備していけたらと、そういう思いであります。以上です。

（「自分のことはどう思うかという答弁。違反じゃないのという。」と呼ぶ者あり）

○ 教育長（友寄景善） 私が言っていることについては、要綱に照らし合わせると要綱に反しているということですが、これはそのとおり、そのようにしなければならないという理由がありまして、申請はおくれておりました。御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

これは明らかに要綱違反ですので、返納していただきたいと思います。

それと2日に申請を出した。9日に出発する。この審査会はいつ持ったんですか。課長わかりますか、審査会の。この教育長の審査した日、日付はいつですか。わかりますか、今。じゃあ、わかればですね、これはぱっと聞いてですね、進めたかったんですが、これは4月2日に申請出して、4日には金はおろされているんですね、この旅費。これ審査会をしたかちょっと疑問がありますよ。この審査会ではどういふことを審査したのか。2日に申請して、4日にもう金おろされているということは、審査の余地もなかった。もうこれは明らかな要綱違反で、勝手に金をおろして使ったということになりかねない。この辺、参考にですね。この審査会のやりとりもちょっと疑問なことがあったので、この平成23年度の短

期留学の件、審査会という意味はどういうものなのか。審査会というのは、申し込みが何名ありました。こういう方たちですので、審査委員の皆さんこれが適当であるか審査してくださいというのが、普通の審査会と思うんですよね、これがね。しかし、この平成23年度に行っている審査会は、このとき短期留学に5名申し込みがあったみたいで、この5名の申し込みがあって、事前に何かしらのテストがあったみたいで、会が始まった。事務局からの提案が、5名の、名前は伏せますけれどもね、個人情報保護法ですね、5名の応募がありました。誰、誰、誰、誰でこういうことで4名を推薦したいと思います。こういう提案をしているんですね。これに事務局からの提案がこうして、また会長は、これは教育長ですけども、これはまた補足いたしますと、この補足がまたとんでもない答弁をなされていますね。いかにもある方をこれ持ち上げてさせて、ある方はこれは成績が悪いから落とさないというような文言なんですよね、これ。この議事録を見ると。これが果たして本来の審査会の意義なのか。さっき言ったみたいに、審査会は全くプールにして、こういう方たちがおりますので、この方たちは該当しませんということを、審査会の中で審査して、これは適当ですねと上がったものに対して、事務局側としては、じゃあこれを検討しますということが普通じゃないんですか。もうこれを見ると、前の学校の統合問題と同じような議事録のあれで本当に大変ショックを受けておりますが、もうやりたい放題みたいなことですね、こういったものも、この人材育成基金の目的、意義、これをしっかり把握して、公正、公平にやらなければ、この人材育成基金の目的の意味はなさないですよ。ある方も昨年、今年と2回全国大会へ行って、こういったあれもありませんですと。1回は、ある方と言ったら、それからちょっと助言したから申請してもらったと。去年は全くわからなかったと、こういうことはね。本来は、この人材育成基金の目的からすると、このお金が余って、繰り越したらよしではないですよ。この人たちのために使うのが当たり前であって、だからこれは事務局としても、人材育成基金の担当事務局としても、村内あらゆるところを網羅して、アンテナを張って、どここの子供がこういうことで全国大会へ行きますと聞くぐらいの姿勢を見せないで、申請が来なければいいさとか、これでは目的は達成されないし、意義もないと思うんですよ。みずからが出向いて探してでも、こういうお金がありますので頑張ってお使いくださいということで励ましながらやるのがこの人材育成基金の目的で、意義であって、今見るともう、わかっても知らんぷりして、わからなければもういいというような考えのように見えるんですけども、その辺についてどう考えていらっしゃるのか。教育長、的確な答弁と返納する意思はあるのか、その辺を聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 人材育成基金運用に対しては、公平、公正を期すために、海外短期留学等については筆記試験、面接等をへて、成績のいい順位から決定して、それを審査会に諮って了解してもらっているという状況にあります。

それとこの人材育成基金の運用についてですが、まだ広く村民に知られていないところもありますので、教育委員会としては担当も含め、全国大会の派遣等がないかということは、そういうアンテナは張らしているつもりでございます。決して知らんぷりしているということではありません。児童生徒、全国大会に派遣することに少しでも助成できればというふうに、常々思っているところでございます。

それから返納の件ですが、このことにつきましては、審査委員会の中で報告し、決算監査も受け、事業が完結しております。と同時に、私もこの要綱、条例に基づいて行ってきた事業でありますので、返納の必要はないと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前 11時33分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 吉濱 覺 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に医療・介護・保険・福祉までの一連のサービス提供について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 医療・介護・保険・福祉までの一連のサービス提供についてお伺いしたいと思います。

平成24年3月30日に、大宜味村健康づくり推進協議会は、「大宜味村健康づくり推進について」の答申を村長にしております。

答申のなかには、『在宅医療は、病院での治療を終えて、住み慣れた家での病気や障害を抱えての生活には、家族や多くの関係者の協力は欠かせない。特に地域の診療所と病院との「医療連携」は不可欠である。この連携システムの根幹は、病院の入院機能はじめ専門的医療機能、つまり適切な診断と治療との機能、そして診療所の「かかりつけ医療機能」、つまり医療の継続だけではなく介護の他職種と協働して生活を支える機能である。在宅医療は外来診療の延長線上にある医療で、訪問（看護）、往診、みどりの診療を基本的に連携した医療サービスを確立すること』とあります。

村長は、選挙公約で『村立診療所の充実することと併せ、高齢者等の訪問診療・看護の充実を図ります。高齢者で寝たきりの方は通院することが苦痛で、病気が悪化する場合もあるため訪問診療や往診等ができるように促進します』また、『地域医療の専門医（総合診療医師）を招致し、村民から信頼される診療体制を構築します』さらに、村長就任後の地域懇談会等で4月から村立診療所で看取りを実施すると話していました。

現在、村立診療所が医療・介護・保険・福祉までの一連のサービスの提供の中核的な役割をどのように担っているのか。また、医師が医師住宅に常駐することによって、村民が急に具合が悪くなくても、安心して診てもらえることができるという村民の安心を保障する必要があると思います。医療・介護・保健、福祉サービスに対する一連のサービスの提供をどのような方法で対応をするのか、具体的な説明を伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 吉濱議員の質問にお答えいたします。

医療・介護・保険・福祉までの一連のサービス提供についてということですが、行政、村、診療所、歯科診療所、薬局、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護福祉施設等、それぞれの立場の関係機関との連携をとりながら、個々のケースに応じたサービスを提供できるように努力をしています。医

療、福祉の分野においても課題が山積みではありますが、問題を分析、解決できるように足りないサービスを具体的にして取り組んでいきたいと思います。

私が10月に就任して、この8カ月余り、すぐ選挙公約が実現できるということではありません。選挙公約では村立診療所の充実と訪問看護、あるいは診療、往診等については、しっかりと促進していくということでの選挙公約でありますので、私はこの村立診療所がしっかりとできる先生にお願いする方法が、やはり適当ではないかという思いがありまして、診療所の先生と、村の方針といたしまして、みとり、あるいは訪問診療、往診ができるような体制づくりをしてほしいという要望をしてまいりましたが、先生としては十分御理解いただけなくて、この4月からのそういう訪問診療や往診等がかなわないような状況であります。できるだけ早い時期にそういう体制づくりをやっていきたくて考えております。

地域懇談会の中で、4月から村立診療所でみとりを実施するという話をしたということでもありますけれども、私はそういうものを推進していきますということであって、私がみとりをするわけではありませんので、やはりそれはなかなかかなうものではありません。先生が村としてお願いはしておりますけれども、先生はやはりそれがかなわないということでありましたので、そういうふうな形で物別れという格好でこの1年、また現在の先生に診療所の委託を任せているような状況であります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 今、村長がおっしゃったように、往診とかみとりとかというものはすぐにできないという話をされておりましたけれども、今の医者は村営住宅に住んで往診はできないということはずっと言ってきているわけですので、その辺はできる医者という形で村長からありましたので、その辺は積極的にやっていただきたいと思います。

それでまた、診療所におきまして、新しい先生を模索するという雰囲気では話されているんですけども、実際、エコーとか胃カメラとかの医療機器があります。以前は使われていたんですけども、ずっと使われていないものですから、もう置きぶぬみというのかな、している状況じゃないかなと思います。その意味でも、やっぱり大宜味村の診療所でどの範囲を、本当にかかりつけの医者としてやっていくのか、その辺絞り込んで、新しい医者を迎えると同時に、すぐできるような体制は絶対必要じゃないかなと思っております。

それから医療・介護・保険・福祉までの一連のサービスのことなんですけれども、前回といいますか、12月議会でしたか、健康増進計画とか、ほとんどつくられていないような状況だということで、やっぱりきちりやらなければいけないんじゃないかということで話していたんですけども、担当課長が1年にしてかわって、本当に残念に思っています。また新しく課長になった方には引き続き、積極的に取り組んでほしいと思っています。

それと私の隣、1年前前からちょっと統合失調症かかってですね、ほかの件も、就労の問題もいろいろありまして、ある人から就労生活支援パーソナルサポートセンターという制度があって、これは県の外郭団体が行っています。また4月からは、生活困窮者の支援制度が始まっていて、このパーソナルサポートセンターが4月から名護に、北部地域の相談所、事業所が構えられております。このネットワークもやっぱり労働相談、住宅支援、職労支援、社会保障、法律相談、子育て、介護支援、メンタル支援、就職の準備支援、就労生活の支援ということで悩み問題、引きこもりとか精神保健をめぐる問題などが一応、ワーキングで解決していくことになっております。このことは先週担当課長に言ったら、今、大宜味村で制度の説明会をする予定をしているそうです。5日に母子推進対象には地域で助け合う子育て

支援、それから民生委員に対しては8月でしたか、一応定例会でやっていこうという話がありますので、ぜひとも私たちも、議員も勉強させていただきたいと思っています。先ほど村長が言った関係者で本当にワーキングが、連携がとれるようなことを実質的にやってもらいたい。徐々にしかできないかもわかりませんが、前、オオカド先生以前の診療所では、診療所と役場と保健師ですね、定期的に月1回でしたか、2回か、こういう集まりもあってスムーズにいていたということを言っておりました。ぜひ村長が言われたことを実践して、ただしチャンスがあれば前回でお医者さんもかえられたのかなと、4月からスタートできたのかなと。また時間をかけてより受け入れる準備をしながら、やっていくことが大切じゃないかと。先ほど言った、介護保険ができる前の診療所のサービスとといいますと、土曜日には押川に出張診療とか村内訪問診療をしておりました。このことを前の事務局長が勉強会をしようということで、去る2月でしたか、3月か、押川で勉強会をしたんです。それが非常に盛況を受けて、やっぱりそういうふうな形で在宅医療、訪問診療、出張診療もやっていただきたいと。

それと3月、先月でしたか、要援護者避難支援台帳作成の作成委員として私も喜如嘉で調べたんですけども、このアンケートの中に往診の件もありました。やっぱり年配の方がほとんど対象でしたので、前の医療サービス体制を知っておりますので、ぜひとも戻してほしいということでしたので、その辺の考えを、先ほど村長が就任してからの動きもありますので、ぜひそれを前向きに。また今、私が話した件をどういうふうに進めていくか、もうちょっとかみ砕いて説明していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、診療所の設備関係についてお話がありましたけれども、実は現在の診療所のほうから、エコー関係の設備を設置してほしいという要望が出ております。そのことについては、県とも調整をつけて、平成28年度事業で進めていこうという、今、担当が対応しておりますけれども、県としては、先生はかわらないですよという問いがあったみたいで、そのことについてはしっかり村としても方針を示さなければなりませんので、私としては次年度からの委託をする先生は9月いっぱいにはぜひとも相談をして、できるように進めていきたいと思っております。これができると、9月までに県との調整ができますとエコー関係の設備が来年の予算に計上することが可能だと県からの話がありますので、その辺は対応していきたいと考えております。

それから先ほどの件なんですけれども、往診やみとりについて、在宅医療について、どれぐらいの人数を必要としているのかを知るために、ただいま包括支援センターと村社会福祉協議会と一緒に要保護者台帳作成のために65歳以上及び障害者を対象に各区を回っておりますが、その際にアンケートもとらせていただいております。アンケートもこうして準備をしてやっておりますけれども、往診があれば利用したい。カノキズとか、口頭でみとりの必要性も確認をしているところです。集計で決まったら計画では12月ごろ各区に報告しながらワークショップを開催し、さらに生の声を聞く予定です。それを根拠に診療所との話し合いをしながらサービスの拡大に努めていきたいというふうに思っております。

また介護保険改正に伴い、平成28年度4月から介護予防日常生活支援総合事業が始まります。国は、要介護3以上に手厚く給付を充て、後は、市町村がいろいろアイデアを出して介護保険に頼らない、自立した老人をふやすということで予防に力を入れていかなければなりません。地域の中でもお互いを支え合い、できるところは手伝い、できないところは手伝ってもらおうという関係を持たせるようなネットワークづくりの基盤づくりを推進していきたいと考えております。ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番(吉濱 覺) 村長、エコーの話も前向きに捉えております。そして今の先生の問題もありますけれども、実際、喜如嘉にあるときからレントゲンは使われていなかったんじゃないかと。またここ引越してきてもしばらくはどうだったかわからないけれども、最近使っているという状況もあります。内部からうちの先生は内科の先生でありながら、医療機器を使った診療がほとんどできないと。それで実際エコーはあるにもかかわらずほったらかされている状態でありました。そういうことも含めて、また特に保育所に通っている子供たちの親から、子供たちの診療に行ったら専門医に行きなさいと、小児科へ行きなさいと。そしてまた、ほかのものについては専門医に行きなさいということで、かかりつけの医者というのは総合診療、ある程度ほとんど見られる先生じゃないといけないんじゃないかと。彼はやっぱり大きな病院で内科を専門にしている、医療機器を使った診察については専門の方がいて、そういうところへ来ているわけだから、総合診療についてはかなり無理があるんじゃないかなと。そしてまた、医師住宅にも住んでいないわけですから、何かあったときには急にお願いできない状態です。そして急にというのは、急性期病院に行かないにしても、かかりつけの医者が見る程度だと認識しているんですが、全て、今、国頭地区消防の救急を頼っていくという状況です。私個人的に、二、三週間前か、私の母が午前3時ごろ、目が覚めたら真っ暗闇だったと、目が見えないという雰囲気、しかし、自分の都合で家族を起こすわけにもいかないということで、私が起きるのを待って、少しは楽になったが、病院に連れていけということで、あいにく日曜日でしたかな、そういう状況でしたので、じゃあかかりつけの医者としては、私はちょっと母が循環器系の病気を患っておりますので、国頭の開業医のところは循環器系の先生が月1回来るものですから、あそこをかかりつけの医者としています。それで日曜日だけど、この診療所に電話しました。とらなかったです。オンコール制というのが確実にやっていないという感じに受けとめたんですけれども、私その職員に村内の方がいますので、電話をかけました。どこがいいかと。循環器系の病気を持っているけど、目が見えないと。眼科も医師会病院はないか。そうしたらアドバイスで行ってどうにか処置してきたんですけれども、やっぱり住民としては不安です。絶対総合診療をやってもらえる先生、そういう休みのときでも何らかの形でやってくれるというのは、最近伊江島で透析もできるような体制、そして消防艇も確保してできるようになっております。その意味でも、村長積極的に、またいい先生を探そうということで奔走していると聞いておりますので、ぜひ9月あたりまで、その辺のことをきっちりできる。かかりつけの医者のところへ行けば何でもできる。どうしてもここで手に負えないものが急性期病院に行くということの保障ができるような体制と医療介護保険、一連のサービスを含めてできるように決意を最後に聞いて、この質問については終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) お答えいたします。

先ほどからありますように、村営診療所の中には住宅もありますけれども、完成して一度も使われたことがないという状況の中で、本当にこれでいいのかと言われると、大変心苦しいところがあります。何とかそこに住んで診療できるような先生を選任しなければならないんじゃないかと思っております。これも先ほどからありますように、9月までにしないと、次の設備関係の補助事業等の導入が難しいわけですから、その辺を早目に進めていきたいと思っております。

それとあと1点は、江洲のほうにある企業なんですけれども、クリニックができることになっておりまして、その分についても村民にサービスができる。この先生は、できるだけ往診をメインにしていき

たい。特に引きこもりとか、そういう人たちの訪問診療を進めていきたいという方でありまして、村としてもできるだけ早く設置をしてもらうように、今、村有地の中に測量事業を認めているところであります。それが本当にできるのであれば、早目に設置をしていただくような要請もしたいという考えをしております。今月の末にそういう話が具体的な件で来るんですけども、一応、今のところ測量事業が入っていて、これから本当に医療関係についても何とかそこも活用しながらできるのかなという思いをしております。

先ほどからお答えしているように、やはり一番大切なことは安全、安心である。住んでいて安全、安心ということをするためには、どうしても医療機関の充実を図らなければなりません。そういうことでしっかりと吉濱議員のそういう質問にお応えするというわけではありませんけれども、村民のためにそういうふうに頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で医療・介護・保険・福祉までの一連のサービス提供についての質問を終わります。

次にシークワサーの振興について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） シークワサー振興について。

村長は、選挙公約で『村内のシークワサー生産量は潜在的に3,000～4,000トンの生産が可能なおことから次のような施策を推進します。①村内の全量加工ができるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図ります。②生産、流通、加工等に関わる人材の育成を図ります。③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定化を図ります。』と、行動する村政！シークワサー安定生産等の支援等を掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任しています。

村特産品（シークワサー）加工施設の指定管理者の株式会社ケレスは、昨年度320トンの取扱量から今年度200トンとパインアップルが500トンの取扱量の計画だと聞いています。また、株式会社夢感動ファームは、現在平南に工場新設に着手しています。世界のシークワサーを目指し、年間4,000トンの取扱量計画だと聞いています。

①、②、③の選挙公約をどのような方法で対処するのか農家が安心してシークワサー栽培できるような具体的な説明を伺います。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

①については、生産量の増加に伴い、加工施設の機能強化等が必要と思います。今後、国、県等の補助事業等を活用し、施設整備を推進していきたいと考えております。

②については、人材の確保についてシークワサー産地協議会の強化を図るためにも、早急な対策を図りたいと思っております。

③に、現在、私、機会あるごとに各メーカー等への積極的な売り込みと商品開発をお願いしている状況です。その中でも数件あり、村の指定管理を受けているケレスへつなげています。出荷の一元化、価格の安定については今後生産者及び各関係機関と協議をしていきたいと思っております。なお、大宜味村のシークワサー振興戦略については、平成23年にできました戦略については、せんだって3月の議会でもお答えしたように、7月末までにはこの見直しをして進めてまいりたいと考えております。以上、

終わります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 先ほど村長から①について、国や県の補助金を活用して設備をつくっていきたいということで話されましたけれども、3月議会にでしたか、シークワサーが残っているということで、冷蔵庫の話もかなり出ておりました。ところが買い取って冷蔵庫に入れても、またさばけないんじゃないかという話で、ちょっとその辺が進められていなかったんですけども、しかし、冷蔵庫というのは、2月の業者選定のときにも会議録を手にしたんですけども、1年間分以上のストックは必要ですと。それから沖縄県健康産業協議会、オブザーバーで参加させてもらったんですけども、その中で通常の協議会の加工業者と、それから産地の行政、県、また物産公社なども一緒になって話し合いされているところなんです。そこもやっぱりシークワサー、一応安定供給するためには、冷蔵庫を確保しなければならないと。1年間分は最低、ないし3年ぐらいのものは安定できるようにやっていかなければ、相手業者に大変失礼というか、信頼関係が持てないということで、それぞれ話をしているんですけども、去年度の場合を考えると、シークワサーを確保したいんだけど冷蔵庫がないと。しかし、冷蔵庫はあっちこちいっぱい、また冷蔵庫に預ける料金も高いということで、沖縄県健康産業協議会の中では一括交付金か北部振興策で冷蔵庫を設置して、これは交付金で設置して、自分たちで運営していくという形で。そうした場合、冷蔵庫を貸しているところに預けるよりは、半額あたりで預けられるんじゃないかと。そしてもし、仮に1,000トン預けられるんだったら2,000トン預けられるということで、より安定を目指してやっているわけですが、3月議会ではやっぱり売れ残って、また翌年度に支障を来すんじゃないかと。いろいろあったわけですから、当然、努力して売る体制を整えなければならぬんですけども、今、この県の中でも売りさばく、そして安定供給という視点はあるんですけども、また別の視点では、定年帰農、実際、シークワサー農家の方々は子育て世代という方々は少なく、年金をもらいながらやっている人たちが労働対価に変わるような仕組みになっているので、どうしても200円ぐらい上げないと、また、金額は彼たちは話していなかったんですけども、定年帰農という問題も、今後の問題が出てくるということもあわせて県はいろいろ考えているんですけども、ぜひとも大宜味村は、前は担当の住さんというか、彼が参加していたけれども、やっぱりその中では彼は修士も持っていて、技術的、そしてマーケットもよく知っているということで、その中から住さん、住さんと言って、先生呼ばれて、非常に重宝がられているんですけども、そしてこの戦略的に大宜味村がいかにしてやっていくかというのは、会議録にもあったんですけども、工場自体赤字だと。そしてもちろん設立するときから私どもの耳に入ってきたのは、100トンで何ができるんですか、欠陥工場だということで、採算取れるわけがないでしょうと。100トンといたら、今大宜味村の優良農家が豊作の場合は1農家が生産可能な生産量なんですよ。それが大宜味村内でいかにしてさばくかというのは、やっぱり民間圧迫しない100トンの規模じゃなくて、地域が繁栄できるような生産量を目指すべきじゃないかと思っております。村長が掲げた公約というのは、やっぱり地域で3,000トンから4,000トンまかかっていくと。特に北部全体が近い将来かな、来年ぐらいには1万トンぐらいになるだろうと言われておりますので、農協も本当にさばききれない、駆け込み寺みたいになっているわけですから、その辺はもうちょっと補助金の関係で新しくつくっている業者が地域経済循環創生事業交付金の募集ということで、総合事務局からもらってきたということであったんですけども、これは第4回の募集のときの資料でしたが、もう期限が切れたと。その後、あったのかどうかわからないんですが、特にそういう問題を積

極的に補助金も活用しながら、ぜひ大宜味村産のものを全て使ってほしいと。両方で大宜味村内のシークワサーが使えるんだったら、買い取り、残るといのはまずないんじゃないかなと思っていますので、その辺の具体的な話も聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 冷蔵庫の、冷凍庫の件につきましてですね、実は、今北部振興連携事業で、ことし決まりましたけれども、平成27年、28年で運天港と本部港に冷凍庫設置をするということで、今帰仁村の運天港につくるものは、やはり国頭三村や近隣の農産物の保存ができるような仕組みにしたいという、今帰仁村長からの要望があって、これを一応、北部連携事業として決定を見ております。本部港についても北部連携事業でその施設ができることを、この3月の定例会で決定をしました。特にこの要望というのは、北部連携事業というのはどうしても1年前か2年前に要請とか協議をしなければ、なかなか次年度に予算計上ができないという結果があって、私も見てびっくりしたのは、大宜味村からのそういう連携事業が1件もないものですから、ちょっと寂しい思いをしましたがけれども、できるだけ早い時期に、ことしの早い時期に北部連携事業等の要請をしたいという考えを持っております。

それから流通関係については、特にキリンビバレッジ、キリンビールのほうが大宜味産を使ったビールをつくったり、あるいは氷結をつくったり、いろいろケレスと連携をとって大宜味のシークワサーを活用するというので進めております。そしてあすもキリンさん、村長室へ見えて11日に県庁で新しい製品を発売するというのでの記者会見があります。私も同席しますけれども、その打ち合わせで、どういう形の品物ができるかといのはまだ詳しくは聞いていないんですけども、やはり大宜味産のシークワサーを使ったものを発表するというのであります。

それから去る27日に、私は農林水産省に行きまして、ちょうどダム所在地の全国大会があって、午前中ちょっと時間があつたものですから農林水産省へ行きました。そこの農林水産省のレストランの社長、お昼何百名という人が食事をするような場所に行きまして、社長にお会いしまして、この夏から大宜味産のシークワサーを取り扱いたいということで確約をしてきました。大宜味産をぜひとも送っていきたいと考えております。またいろんなそういう企業にも声をかけて、アサヒさんにも、カルピスですか、ちょっと大宜味のほうに目を向けていただいて、大宜味産のシークワサーを使っていただけるような要請はしております。これは口頭なんですけれども、そういう形でできるだけ大宜味産のシークワサーが消費できるように体制づくりを、私はこれからもずっとやっていく考えであります。そういうことで、ぜひとも大宜味村のシークワサーができるだけ、全部、本当に生産者が安心してつくれる、安心してそういうふうなすばらしいシークワサーの製品をつくり上げる仕組みをお互いに検討して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長、村のシークワサー施設の話はある程度聞きましたけれども、またカルピスさんとか、そしてケレスとロートさんが粉末で商品開発も、残渣、健康機能食品の件で開発しているということで議事録には載ってございましたけれども、それを積極的に進めていただきたいんですが、去年は何せ320トン取り扱っていたんですけども、ことしは200トンだと。農家からすれば、値段は上がる上がらないは差し置いてでも、取扱量が200トンに減るわけですから、その辺はもうちょっと積極的に当たらないといかないんじゃないかと。

そして避けて通れない問題が、夢感動の件なんですけれども、やっぱり手っ取り早いのはそこときち

んとやっていけたらスムーズにいくんじゃないかと。農家の方々も非常にその辺心配して、また去年と同じように売れ残るのかなど。今、実際カルピスさんともやって、村のシークワサー加工場は200トン絞る予定ですので、後はどこにいくかというのは、もうみんな不安に思っております。

それとハラールの件も、一応、地域指定をやるという形で、覚書で会社側と進めているんですけども、その問題についてもやっぱり不安材料です。できたらいいんですけども、いろいろ制約もあって、本当にこれが実現可能かなというふうな問題もありますので、夢感動さんと、そしてハラールの件も含めて、どういうふうに対応していくか考えを聞かせてください。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 会社名を言ってしまうので、何か返答しにくいんですけども、やはり私としては大宜味ブランドということで、大宜味村産のシークワサーを、大宜味村産だけを使ったものを大宜味産として、製品として使ってほしいなという思いが強いものですから、その辺に賛同できることであれば、そのことについてはできるだけ協力体制を持って進めていけるんじゃないかなと思っております。今、議長のほうもJAのほうにも、大宜味産だけは独自に絞ることができないかと、そういうふうなことも話されているようでありますので、できるだけ大宜味産のブランドとして発売できるように、消費できるように進めていけるんじゃないかなと思っておりますので、ひとつまた、その辺は今後生産者の皆さんとも話をしながら進めていけたらと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

ハラールの件については、今、東京サイドで調整して、本国バングラデシュのほうの社長が、国のほうでも、バングラデシュのほうでも調整して、今月の末あたり大宜味に来たいという話があります。その辺について農林水産省ともそういう連携がとれている関係で、それができてくると、村としてどう対応できるかということ、向こうから体制についてはやってきます。これも正直言って、島の後輩ですから、宮城君がしっかりとその準備、どういう形でできるかということ、しっかりと企画をして大宜味に来るといふことでもありますので、その辺ぜひいい方向に進んでいくのではないかなと思っております。シークワサーだけではなくて、ハラールにおいては、キアラの製品とか、そういうものもできるようにしていきたいということで進めているところであります。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 吉濱 覚議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。

8番 吉濱 覚議員。

○ 8番（吉濱 覚） 村長が夢感動さんに対して、大宜味村産というふうなことであれば、話ができるんだと云々の話がありましたけれども、当初、前の大宜味物産振興会のときに、不作のときにシークワサーが入らず、会社を運営していくためにどうしてもという形で村外からも取り始めたのが初めだったと私は思っております。それでずっと出してくれている農家から入ってきているんですけども、産地表示については県単位の産地表示になっておりますので、大宜味産といっても混ざってれば可能だということになっております。それで村長にどうしてももうちょっと努力していただきたいのは、彼たちは本部町伊豆味にも工場を建てたいんだという計画があります。それで工場長も躍起になっているんですが、彼はバイヤーも兼ねているのかなと思っております。実際、取り扱う人はキロ当たり5円もらえることになっているものですから、自分が出勤するときにトラックで運んでくれば二足わらじになります。ますますよそのものが多くなるんじゃないかなと。村長はトップセールスというふ

うに目指してきたわけですから、当然、こちらから出向いて大宜味のものを使ってほしいと。それから補助事業の問題とか、いろいろこういうふう到大宜味と連携すれば優位にできますということで、積極的にやってもらいたいと思います。

それからことしの2回定例会で、村長は所信表明で「これまでの村政の取り組みの成果を踏まえつつ、公約で掲げた施策の実現に確かな道筋をつける年にしたいと考えております。」、ぜひともことしはシークワサー農家が泣かないように、1つも残らないようにぜひ村長に頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これでシークワサーの振興についての質問を終わります。

次に村有地払い下げ地の利用について、吉濱 覺議員。

8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村有地払い下げ地の利用について。

村長は、3月議会の一般質問で当該所在地が明確でないので、判断ができないということでした。当該所在地を明確にし、新たに発覚した事件を含めて再度質問をさせていただきます。

村有林野払い下げ条例にそって、農業生産の用に供する目的で村有地を復帰後農地法が適用されることで農家の方々等に払い下げられています。

現在、農業委員会では、払い下げ地にも休耕地があり、新規就農者等が農地を活用しやすくするために賃貸借の設定を固定資産税の価格で検討していると聞いています。

しかし、村有地払い下げ地が農地転用され、利ざやを稼ぐ賃貸借地として活用されています。今回の借人は、メガソーラーの設置事業が推進されるのにあたり、当該所在地喜如嘉山3135番12の登記記録を那覇地方法務局名護支局で調べてみました。

○所有権移転、昭和54年3月29日、村から農家へ売買。

○所有権移転失効の定、（村は）昭和64年3月28日までに農業生産の用に供しないときは売買契約を解除する。

○所有権移転、平成9年12月4日相続。

○所有権変更、村は平成26年6月13日に所有権移転失効の定の廃止等となっています。

一方、他の村有地払い下げ地に、関係者が同じくメガソーラーの設置事業を、村に打診したところ、出来ないとの説明を受けたそうです。

村有林野払下げ条例及び農地法等の制度に鑑み問題はないでしょうか。このような不公平があってはならないと思います。また、3月に村第三次国土利用計画が策定しています。利用区分の目標によると森林から畑へ約431ha増えていることに対し矛盾を感じます。これまでの村の経緯と考えを具体的な説明を伺います。

また、新たに発覚した事件の所在地は、大保江洲原326-227に同じような内容でメガソーラーの設置事業を進めています。更に、大保江洲原326-228でも、同じような内容で格納庫と思われる建物が建築中で、村財務課の航空写真（平成25年）及び地籍併合図で耕作が確認されるので現況農地です。農地法による農地転用をするためには、沖縄県知事の許可が必要な事件に該当します。

以前、津波地区の村有地払い下げ地にメガソーラーを設置したところ、村は施設を撤去させた聞いています。また、他の村有地払い下げ地にメガソーラーを設置しているところもあります。

村内の農振地域の虫食い状態の白地や村の土地利用における合理性が矛盾を生み、経済や生活環境等

を悪化させる要因となり、村民の不信感を募り、不満が彷彿しています。①当該村有地払い下げ地を何時どのような理由で農振農用地から白地にしたのか。また、②農地法の手続を何時どのようなようにしたのか。③所有権移転の手続を何時どのような理由で実施されたのか。④地権者や関係者に対してどのように指導していくのか。⑤村全体の問題として土地利用の整合性を高めていく意味も含め、農業振興地域整備計画や国土利用計画の矛盾を解決して住みよい村づくりを推進していく考えを伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 森林から畑へ約431ヘクタールふえた経緯についてお答えいたします。

農業振興整備計画において、平成7年から平成25年において農用地が431ヘクタールふえています。第3次国土利用計画書において、基準年次が平成22年、目標年次が平成33年のため、今回、策定において431ヘクタールを記載しております。

次に当該払い下げ地をいつ、どのような理由で農振農用地から白地にしたのかという件については、喜如嘉3135-12、土地について3月定例会の一般質問に対して、平成7年の総合見直しの時点で農振農用地に含まれないと回答しましたが、農業振興整備計画書をさかのぼり、確認したところ、払い下げ当初より農振農用地としての位置づけをされていないことが判明しました。当時、地形的な要因で位置づけされなかったと予測しております。大保江洲原326-227、326-228の土地について、本人よりの変更希望、ヤード、資材置き場により平成25年度総合見直しにおいて白地となっております。農振法の手続をいつ、どのようにしたかということについては、当事例については手続されていません。もう必要がないということだと理解しております。

それから所有権移転の手続をいつ、どのような理由で実施されたか。喜如嘉3135-12の土地については、相続により所有権移転されています。大保江洲原326-227、326-228の土地については、相続による所有権移転とその後、買収による所有権移転がされております。

④の地権者に対してどのような指導をしていくかということについては、今後、農業振興地域整備計画及び大宜味村第3次国土利用計画に基づき対応してまいります。

⑤に、村全体の問題として土地利用の整合性を高めていく意味も含め、農振整備計画や国土利用計画の矛盾点を解決して住みよい村づくりを推進していく考えを伺いますということに対しましては、村の総合計画に基づき、土地利用計画を進めていきたいと考えております。以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 村長の答弁によると、総合見直しでなされていると。喜如嘉の番地については、当初から入っていなかったということになっておりますが、この払い下げは農業に供するという事で払い下げて、農振計画の見直しのときに、やっぱり作為、錯誤があったというふうな話がありました。それで喜如嘉については、喜如嘉の農業青年あたりが当時要望をしていたけど、そこを願い叶わなかったということになっております。その意味でも非常に問題があるんじゃないかと思っています。その土地は、今、農業をしている部分もあるわけですから、当然、元地番は分筆されてその土地になっているんですけども、やっている部分があるんですけども、農振から外されていること自体、問題視しております。それから大保江洲原についても同じです。

それと、また後から質問していくんですけども、農地法にかからないような形だということでも話されていましたが、農業委員会の農業委員会だより、これは5月の農業委員会だよりです。定義、

2条、この法律で「農地」とは、ということで出ております。そうしたら、この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、さっき払い下げの条件と同じですね。「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2項、この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいうということでやっています。それで一番問題なのは、私がちょっと調べようとして、村の職員の対応にも問題があったなど。そして、どれを特定するかわからない、忙しいからということで、また資料も提供してくれませんでした。財務課に行って、航空写真と併合図をとったら、大保江洲原326-228ですね、そこはくっきりと畝も見えています。そうしたら耕作されているわけですから、農振農用地で、この農地を外しても農地法があります。そして農地法の施行について、これは昭和、改正は平成10年11月1日、農林事務次官通知で、この農地法の施行の事務官通知ですね、農地法、「農地」とは耕作の目的に供される土地をいう。「耕作」とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することをいう。従って果樹園、牧草栽培地、苗圃、わさび田、はす池等も肥培管理が行われている限り農地である。「耕作の目的に供される土地」とは、現に耕作されている土地はもちろん、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地も含む。）農地であるかどうかは、その土地の現況によって区分するのであって土地登記簿の地目によって区分するのではない。とうたわれています。それで該当しないと言っているんですけども、実際、農地転用とか農地の手続は県の許可が必要です。当然これはやるべきじゃないかと思っています。

趣旨から、今、村長がなってから云々じゃなくて、ずっと過去からそういうふうな疑義が持たれているわけですから、私、今議会、計画書をいただいたんですけども、ある農家から、これをつくるときに、先ほど作為とか錯誤とか、抜けている土地があるんじゃないか。全体的に見直し、戻すべきじゃないかといったら、自分の土地は戻っているけど、戻っていないところがあるということで、先ほど話した喜如嘉の土地、失効の定め廃止というのかな、村が去年、廃止したものはやっぱり供する土地というふうに期限はあったにしろ、そのものがまだ登記簿謄本にうたわれているわけですから、事業する側については、あくまでも他方の制約のあるものは解除してからやるというふうになっているんですけども、最初から、喜如嘉の住民が、農業青年が欲しいと言っていたところを払い下げもせずに、こういう使われ方をしていることはいかななものかと。それで江洲の土地とこの喜如嘉の土地は、今相続を受けている人は元役場の職員、それで擁壁も土も入れております。そして、江洲の土地については、今所有権を移転されているが、農業委員会の家族です。土地転がししているということで、買ったり、売ったり、しょっちゅうやっているわけです。そういうのがあってですね、今まず、喜如嘉の場合は、もしこれが8万6,780平米、坪にすると2万6,296坪、これは坪100円で払い下げた場合は269万円になります。相手方に聞くと、オバスのときもそうだったけど、今年も同じソーラーに200万円ずつ貸出するそうです。こんな利ざやを産むような形で進められていると。それから片方は、農業している写真もあるのに、かわらず農地転用があるんですが、今、分筆された土地も2,519平米、763坪、坪100円で払い下げたら7万6,000円ですよ。ところがこの所有権、権利に関するものでは、これは琉銀が金貸しただろうと思うんだが、債権額ですね、抵当権の設定、480万円ですよ。だからいかにして村有地が農家の方々に初期投資を軽く抑えて、払い下げしていくということで、農家の方々は本当に助かっています。

ところが、今、新規就農の方々はよそから加わろうとしてもなかなかあつせないような中、そして支援メニューが結構あります。あるけれども、貸したりすると、売られなくなるから貸さないとか。整地して、買っては売って、買っては売って、それを逆に村は農地とはみなさないということを行っているんですけども、先ほど事務官通達を見ると、耕作に寄与しているところは寄与してる。私、県に行きました、この間。あなたたちどういうことか、私の資料を受け取りませんでした。農業委員会から受け取ってやっているんですけども、一応、そういうふうな状況があるので、特にこれから過疎化、また若者を育てなければならない。先ほどシークワサーのときにも言った定年期の若者が育てて生計できる、本当にこの初期投資に失敗すればなかなか定着しません。そういうふうな、村が村有地を払い下げして、農家の方々に初期投資を軽減できるようにやったのが、こんなことになってはならないと思います。これについては、私が大宜味に帰ってきてから一番身にしてみたのは、人材を以って資源となすと、それから大宜味村は国有地がないと。これは先人が残した財産だと。この村史にはなかなか明記されていないんですけども、私この間から平良保一さんの記念誌をいただいて、彼が若いころ、琉球王府のときの柚山の土地をどうするかとって、県下的にはみんな租税がかかると。そういうことで国有地にしたけれども、大宜味村は村有地にしています。なぜかというのは、みんな租税がかかるから、圧力かけられて、謝花昇という民権運動の指導者と一緒になって、平良保一さんは大宜味村の方々と一緒になって、今で言う自己決定権を獲得したんです。それで南米移民、そして八重山移民、そのときでも払い下げしない。大宜味村は山に依存していると。こういう先輩たちが残してきた財産を、こういうふうな形でやっていくことはいかがなものかなと。特に今、言った事例はたまたまぱ一と通報があつてから、私いたんですけども、この2点をとっても役場の職員、農業委員が絡んでいます。これはやっぱり村民から信頼を得るためには、襟を正すべきだと思っています。

以上、私もこれで、これ以上、細かに詮索するということは今のところ控えて、今後、どういうふう
に解決するか考えていただきたい。また、癒しの森で、実際に土地利用計画で養豚場がなくなったのは
衛生面ではプラス、しかし産業面ではマイナスですけども、そのときに養豚場をまとめるとか、話が
あればよかったんですけども、ある養豚場は集落に近いところについて、また集落でおいの問題が
いろいろあるとかというふうになっているんです。ところがもとのあるところも、まだ養鶏場もあるし、
また将来復活すれば、そこが癒しの森になっていて、この間、焼き物の窯開きのときに行ったら、ハエ
がブーブーブーして、その後、行ったらハエが時々あるよと。それが癒しの森という形になっているの
で、図面とか、図書には幾らでも書けるでしょう。やっぱりその辺はきちんと全体のバランス、ゾー
ニングをどうやっていくかという、今後、これ以上悪くならないように、また今やっている人たち、
どう対処するか、やっぱりわかっている人は興味を持っていると思いますので、私はこれで質問を終え
て、村長の考え、どういうふうにやっていくか、また答えていただきたいと思います。よろしくお願
いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉濱議員からいろいろと指摘を受けておりますけれども、行政としてはやはり法律や、いろんなそういう問題に抵触するかどうかということで判断しながら、指導したりいろいろするわけでありまして。私は財産権を侵害するようなことも、またこれは行政としてできないわけですから、今後、そういう面をしっかりと精査しながら、法律に違反するようなことであれば、あるいは村の条例に違反するようなことであれば、その辺の指導あるいは改善等の対策をとっていくという方法でこ

れから進めていきたいと思えます。

癒しの森についても、今、話が出ましたけれども、その辺についてもしっかりと、本当に実現できるような体制づくりで癒しの森をしっかりと、村の三大プロジェクトですから進めていけるようにしていきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉濱 覺議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時45分）

平成27年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成27年6月8日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成27年6月8日 午前10時00分)

散 会 (平成27年6月8日 午前10時51分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 濱 覺

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 会 計 課 長 島 袋 経 子

総務課長兼
村史編纂室長 神 里 富 松 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 知 念 和 史 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 宮 平 和 美 選 挙 管 理
委員会書記長 神 里 富 松

企画観光課長 山 城 均 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

産業振興課長兼
農業委員会局長 大 城 武

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	同 意 第 5 号	副村長の選任について	質 疑 付 託 省 略
2	承 認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
3	承 認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
4	承 認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
5	議 案 第 3 4 号	平南川駐車場整備土木工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第 3 5 号	塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第 3 6 号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第 3 7 号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 案 第 3 8 号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 同意第5号 副村長の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは質疑を行います。

本同意案件につきましては、去る2月23日に提案をされていたわけなんですけれども、また今回、同一の方を再提案というところになっております。この再提案につきまして、村長のお考えをお伺いするとともに、現在、村行政内部におきまして、附属機関等を含めまして、副村長が委員長とか会長とか兼ねている委員会などがどのくらいあるのか。現在、答えられる範囲で結構でございますので、それもお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 前田議員の質疑にお答えいたします。

先ほどありましたように、2月23日の臨時議会では、私の思いが十分伝わることができなかったんじゃないかという思いをしております。

今回上げたのも、私はちょうど昭和57年から平成22年までの7期28年議員生活をしてきました。その中で平成6年から10年、そして平成18年から22年までの2期にわたって議長をしてみいました。その中では、やはり行政に対していろいろと要望をしてみましたが、その要望が、やはり行政が受け入れてくれる。そういう受け入れて行政に反映させることができたときには大変喜びを感じるころでありました。やはり、議会活動をしている中では自分たちが村民のために何をすべきなのかというのをしっかりとやる必要があるのではないかと。そういう思いを私は強く感じておまして、4年前もその思いで村長選に立候補して、残念ながら9票の差で敗れましたけれども、そしてそれから1年後、また新たに平成26年度の村長選挙に向けて、何とか大宜味村をもっともっと明るくしていきたいという思いで立候補準備をしてきました。

その中でも、やはり村の三役というのは、村の内部から、行政の内部から副村長を選任していきたいという思いがありました。そのことについて、いろいろと検討し、進めた中で当時の総務課長をどうしても、やっぱり一緒にやっていきたいという思い、そしてそのときに私は政策をいろいろと検討しながらやっている中で、本当に今、これから大宜味村、平成28年度から第5次基本計画が始まるわけなんですけれども、その策定に向けてはどうしても当時の総務課長の力が必要であるということを私は判断いたしまして、本人のほうにも確認をとりまして、それで一緒にやっていってもいいという確認をとりました。

そういうことでこの3カ年勉強会をしながら選挙に臨んで、村民の多くの皆さんの指示を受けて私は当選し、私は副村長の名前も恐らく選挙戦では挙がっていたと思っております。そのおかげで、これだけ500票近い票差で当選できたものと私は確信しているところであります。そういうことで私の政策が

本当に進めることができるのは、やはり私が推薦する副村長を選任してもらわなければ、なかなか自分の政策を掲げたものが実施できないというのが現実ではないかと思っております。そういうことで今回もまた同じ人を提案しているわけでありまして。

そして現在、昨年7月15日から大宜味村の副村長は不在となっております。その間、本当は北部振興事業の問題もこの7月から8月に、前年度のことなんですけれども、北部振興事業について協議をしなければならぬ。副村長はその幹事として、この北部振興の事業とか予算等について協議をする幹事会の一員であります。それが恐らくできなくてですね、平成27年度、28年度の大宜味村の北部振興事業はありません。大変残念なことでもあります。よって、私は一日も早く副村長を選任してこの7月、8月のうちに、平成29年度の事業について要請ができるように対策を組んでいきたいという思いをしております。

実際に今、私ども大宜味村の行政の中に、先ほどもありましたように委員会とかいろんな役割がありますけれども、その中の体協長とかいろんなものがありますけれども、現在のところ19の委員会、協議会があります。その中のほとんど委員長とか会長、あるいは副委員長とか副会長という立場でやっています。そういうことが今、不在のために、大変組織の中でも不便を来しているということがあります。今回も赤土対策協議会の件もですね、副村長がこれまで担っていたわけなんですけれども、これも不在のために、農業委員会に変わり、今年また4月1日からは村部局に移したものですから、やはり副村長が不在のため村長がその協議会の会長という立場にならなければできないという状況があります。

それと、先ほども申し上げましたように、平成28年度からの10カ年間の大宜味村の基本計画を立てる、その委員会も早目に立ち上げて進めていかなければなりません。それが、副村長が不在のまま進むというのはなかなか厳しいものがあるというふうには思っております。それと、学校跡地問題についても、跡地利用についてもしっかりと副村長がいなければ、私は前にそんなに進まないんじゃないかなと思っております。前にも言いましたように、私の政策そのものも、副村長と一体となって進めていかなければできないという思いで政策を組んできたわけです。私は来年の4月からシルバー人材センターやいろんな企画を持っておりますけれども、それも副村長が不在のままではそういう政策実現も不可能ではないかと思っております。だからその辺を御理解していただき、村民に多大な迷惑をかけていることは村長として大変申しわけありませんけれども、どうか議員各位の御理解と御協力、御同意をしていただきますように心からお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

同意第5号 副村長の選任については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第5号 副村長の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 賛成討論を行います。

これまでの助役及び副村長の選任は、主に外部からの起用でありましたが、今回の内部からの起用は職員に希望を持たせるものであります。

副村長の職務は、地方自治法第167条に規定されておりますように、長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督すると定められております。

また副村長は、役場内部における各種委員会等の委員長、または会長という要職も多岐にわたり兼ねております。しかし、昨年7月15日の副村長の辞任から10カ月余不在の状態となっており、その間、総務課長が代理を務めていますが、その代理にも限界があります。

これから向こう10年間の村の行政を推進するための指針となる第5次総合計画や、過疎地域自立促進計画の策定など、本村の将来像を示す大事な時期であります。これ以上、副村長不在が続くことは村民の利益にはつながらず、一日も早い副村長の選任をし、行政組織を本来の姿に整えなければ、村民の矛先は議会へ向けられると危惧をするものであります。

提案されております島袋幸俊氏は、昭和52年、大宜味村役場に採用以来、平成27年3月に定年退職するまで、37年11月の長期間勤務をされております。その間には、企画財政課長、教育総務課長、企画観光課長、総務課長という要職を担ってきております。島袋氏は、村内はもとより、役場内の事情にも精通しており、適任であると確信するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますよう心からお願いを申し上げ、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

1番 大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

○ 1番(大城佐一) 同意第5号 副村長の選任について、私は賛成の立場で討論を行います。

先ほど賛成討論で前田 孝議員からありましたが、内容も重複するところもございますが、ひとつよろしく願いしたいと思います。

地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする、地方自治法第1条にあるとおり、私たち議会と行政は村民の福祉の向上のために支障を来してはいけません。より健全な行政運営ができるよう努めなければならないと思っております。

空白の副村長の職は、村長を補佐し、村長の命を受け、政策、企画をつかさどり、職員の事務を監督する立場でもあり、また、先ほど村長からもありましたが、19団体の会長も兼ね、重要な職務であり、現在の空白では行政上、各団体の運営に大変支障を来しているところであります。

本案件は、内部起用であり、私も以前からその起用には賛成で、近隣の国頭村、東村はもとより、県内30町村のうち20町村が内部起用でもあり、今回提案された島袋幸俊氏の約38年間の行政経験を生かし

た手腕に期待するところです。

その現状を踏まえて、各議員の良識ある賛同をお願い申し上げまして、賛成の立場としての討論を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。
これから同意第5号 副村長の選任についてを採決します。
念のため申し上げます。採決は起立により行いますが、起立しない方は反対とみなします。
本件は、同意することに賛成の方は起立願います。
(起立少数)

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。
したがって同意第5号 副村長の選任については、同意しないことに決定しました。

◎承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。
本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。
(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。
したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎承認第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ちょっと確認したいのがありまして質疑いたします。

この平面図を見てみると、説明の段階で課長のほうからトイレ等は別途発注するということがあったんですが、このあずまやとトイレ、シャワー、浄化槽、これは別途発注ということで説明があったんですが、本工事との一体の発注はできなかったのか。なぜ、また別途発注なのか。それとこの別途発注で時期的なものはいつなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） お答えします。

別途工事についての理由としましては、土木工事と建築工事としまして、工種が違うということで分割しております。発注の時期としましては、現在、契約の準備としまして、本日から図面配付の手続きをとっております、この見積期間を経て入札という予定となっております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大体内容についてわかったんですが、例えば土木の整備をまず初めにして、せっかく整備してもらっているのに、後、建築物が入った場合に、またちょっとやったら無駄なものも出てこないかということがありますので、できるだけ同時発注するような方向で持っていけたらと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第35号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） それもまたちょっと確認したいのがありまして質疑いたします。

この浚渫における磁気探査というのが設計上、工種に入っていますが、この付近はもう二、三回ぐらい浚渫しているわけなんですね。その都度にこの磁気探査は行うのか。以前に磁気探査をしておれば、今回は大丈夫じゃないかというふうに思っているんですが、その辺はどのように捉えているのか、ちょっとお願ひしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） お答えします。

この漁港については、当初開設時にも磁気探査が行われています。それで磁気探査の目的としては、不発弾等が流れ着く可能性があるものですから、その確認のために磁気探査を行って、工事の安全を確保するという意味で行っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 本来なら、1回済ませればいいというものではないということなんですね。やはり投下されたり、流れ着いたりする可能性もあるということでやっているわけですね。

それとあと1点は、この砂留堤の工事もしているわけですが、一緒に、今見ると工事は始まっているんですが、何か砂の減りぐあいがあるような感じをするものですから、目的は砂が減らないための工事ではあるんですが、その海流の流れ等がどのようになっているのか、その辺の、今答弁できる範囲でいいんですけれども、詳しい資料があれば提出もお願いしたいと思うんですが、どのような方向で考えているのか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会局長（大城 武） ちょっと今、資料は準備していないんですが、後で提出したいと思います。

砂留堤の目的としては、漁港からの出口の行動に対して砂を食べないという考え方で砂留堤を設置しています。それで漁港開設当時から二、三度浚渫しているような状況で、国道58号沿いの砂をとめる目的ではなくて、航路に砂が入らないための砂留堤です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは11ページのほうをお願いしたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の12節役務費なんですが、手数料として番号制度における設定変更手数料として30万円計上されているんですが、この30万円は一般財源になっているんです。これは恐らくマイナンバー制度の問題ではないかなと思うんですが、このマイナンバー制度というのは国のほうが導入してやるものですから、これは後で国から財源を補填されるのか。また、交付税の中で算定されてくるのか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） ではお答えいたします。

マイナンバー制度に伴うシステムの変更は、住基側から税側と、多種にわたってあります。住基側については100%歳入がありますが、税側に関しては8割と。今回上げている分はL GWAN（エルジーワン）といいましてですね、全市町村が加盟しているものではなくて、こちらについては歳入はごさい

ません。また交付税の措置もないということで指示を受けております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 確認しておきますけれども、今、LGWANのものは国からの措置費はないと。今後予定されてくるマイナンバー制度の導入の問題については、交付税措置とかその措置費は出てくるということでよろしいですか。一応、答弁をしてください。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（知念和史） お答えいたします。

補助率は変わりますが、先ほど言いました住基については100%、税側、また国保側については8割だったか、3分の2だったかの歳入があるということで、もう予算が組まれているものの中にはございます。今後、村独自でマイナンバー制度を広げていく場合には、そのときにはその都度、歳入のほうは確認していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、企画観光課、23ページです。歳出のほうで質疑したいと思っております。

7款1項1目19節、細節31、企業立地奨励金について。村民の多くは、今ここには、おおぎみファームと沖縄村上農園の2社が上げられているんですが、ブルーオーシャンズという企業もみんな思っていると思うんです。そこになぜないのか。前もいろいろ議論あったんですが、今このブルーオーシャンズはどういう立場というか、賃借しているのか。もう撤退したのか、その辺伺っておきます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それではお答えします。

現在、助成措置ということで、予算化としましては、おおぎみファームと村上農園の2社ということになっておりますが、ブルーオーシャンズにつきましては、県の産業高度化、事業革新措置実施計画の認定に伴いまして、5カ年間同様の措置がなされております、県の予算でですね。そういうことでブルーオーシャンズのほうは村としては措置をしていないというところです。

現在の運営状況でございますが、当初の雇用から幾分か雇用者は減りまして、3名体制で現在も営業を行っているという状況を確認しております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 一応、念のため確認しますけれども、賃借料というか、年間の賃貸料がありますよね。それは確実に払える状況なんではないでしょうか。これだけ確認します。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 工事の賃借料につきまして、平成26年度につきまして、村に延納措置という申請がございまして、村としましても、いろいろ検討いたしまして、4カ月間の分についてを3月いっぱいということで、延納の許可をいたしました。その後、4月1日以降の新年度の賃借料につきましては、現在のところ支払いを行われておりまして、その滞納分につきまして、今、その計画を出していただきまして、全額ではありませんが、計画どおりに支払いをしていただいているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 教育委員会に、説明資料は73ページで、予算書の25ページでしょうか。おととの新聞でしたか、それにもちょっと載っていたんですが、校歌・校章の募集をしているんですが、その選定委員の謝礼金ということではありますが、それで大学教授、その他とあるんですが、この大学教授というのは地元出身の大学教授なのか。その他についてはどういう方たちを選定委員としての構想を持っているのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) 御質疑にお答えいたします。

大学教授、村出身者を中心的に考えたい部分もあります。ただし、いろいろ専門的なものもありますので、それを推進委員会なり、教育委員なりにかけてやっていきたいと。その他については、うちのほうの、村のほうの謝礼金の予算関係の中の分けでその他というものがあって、それで今、その他を入れています。その他については、一般住民の代表という方とか、そういった形をとりたいと考えているところです。

○ 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 大学の教授も地域、校歌というのは大宜味に特色あるような校歌の選定も求められるので、やっぱり大宜味村内をよく知っている方が、校歌として一番ふさわしいと思うので、全く別な人からの考えを見ると、いろんな構成上、大宜味からちょっと逸脱したような文句も入ってきたりする、これがいいなという考えの方もいるので、できる限り、本当に大宜味村全体にふさわしいような校歌の詩ができて、選定もできるような方を望むところであります。

そしてこの校歌と校章の選定は、いつごろまでの予定目標をしているのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) 今回の募集は、6月1日から7月31日までの2カ月間の期間となっております。その後、募集上がってきたものに対して、8月、9月をめどに考えていきたいと思っております。

○ 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。

○ 1番(大城佐一) 大体9月ごろがめどということではありますが、早目にこれは選定して、もう来年4月1日開校でありますので、1週間すると入学式があります。そこで子供たちの校歌斉唱は多分出てくると思うので、これは各校区で、校歌も練習させておかないと、はい、1週間では到底できるはずもないと思うので、この斉唱もですね。こういう絡みもあるので、できるだけ早目に選定して、曲もつくって各小学校に配って、練習をさせておかないと、もう2月1日には開校式と日程も大体組まれているので、早目に選定をお願いしたいと思います。そして開講日の4月8日には、この子供たちが元気よく、大きな声で校歌を歌えるように練習もしてもらいたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) どうもありがとうございます。

開校までには間に合わせるよう努力していきます。学校側のほうとも調整をしながら、子供たちの練習期間、それを設けながらやっていきたいと思っておりますので、お願いします。

○ 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第36号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を
議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第37号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第38号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時44分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に金城 勇議員、副委員長に宮城辰徳議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時51分）

平成27年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成27年6月9日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成27年6月9日 午後3時01分)

閉 会 (平成27年6月9日 午後3時47分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 濱 覺

4 番議員 金 城 勇

9 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第34号	平南川駐車場整備土木工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第35号	塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第36号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第37号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第38号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	陳情 第8号	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	委員長報告 質疑～表決
7	陳情 第10号	安倍政権が「日本国憲法九条を守る」ように貴議会での決議要請書	委員長報告 質疑～表決
8	陳情 第1号	継続審査の件 灌漑施設に関する陳情書	委員長報告 質疑～表決
9	意見案 第2号	子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書	提案説明 付託省略
10	決議案 第1号	「日本国憲法第9条を守る」よう要請する決議	提案説明 付託省略
11		閉会中の継続審査の件 (所得税第56条の廃止を求める要請書)	
12		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午後 3時01分）

◎議案第34号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 8 0 号

平成27年6月9日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第34号	平南川駐車場整備土木工事の請負契約について	可 決 全会一致

（吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました議案第34号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び企画観光課長の出席を求め、6月8日午後1時30分からの審査を行いました。

議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約について、報告します。

本件は、観光周遊ルートの一體的な形成を図るため、観光の主要拠点である平南川駐車場等の整備を行う工事の請負契約です。なお、この事業は沖縄振興特別推進交付金を活用しての事業となっております。工事の概要は、（マイクロバス3台、普通乗用車75台、身障者用2台）の駐車場整備で、土木一式、擁壁工 石積擁壁（L=152.43m、H=1.0~4.6m）、施設工 一式（PC擬木柵、水飲み場、ベンチ等）、植栽工 一式、舗装工 アスファルト舗装2429.9㎡ 透水性舗装92.8㎡、仮設工 一式であります。

請負契約金額は、5,832万円、契約の相手は株式会社 沖縄緑建、工期は平成27年6月10日から平成28年2月12日までとなっております。

なお、本件についての質疑の概要について説明します。

今後の管理はどう考えているのか、また経済的なメリットはどう考えているのかとの質疑に対し、管理方法は、設置条例等を制定していきたい。メリットについては、誘客を進めながら廃校後の施設との連携を考えていきたいとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約についての討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第34号 平南川駐車場整備土木工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 8 1 号

平成27年6月9日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により

報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第35号	塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について	可決 全会一致

(大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ **経済建設常任委員会委員長（大城佐一）** ただいま議題となりました議案第35号について、経済建設常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び産業振興課長の出席を求め、6月8日午前11時からの審査を行いました。

議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約について、報告します。

本件は、漁港内及び出入口（航路）の砂の浚渫を行い、浚渫した砂を活用し養浜を行うと共に砂留堤の整備を行う工事の請負契約です。工事の概要は、浚渫・養浜工 一式、2号砂留堤・3号砂留堤合わせて91.2m、磁気探査費 一式であります。

請負契約金額は、8,748万円、契約の相手は株式会社丸孝組、工期は平成27年6月10日から平成27年12月25日までとなっております。

なお、本件についての質疑の概要について説明します。

本工事において地元の区長や住民に対して説明をし、調整をして、事業をやっていいのかとの質疑に対し、ウンガミや海水浴で使用するので説明会を行い調整しながら事業を進めていきたいとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます報告を終わります。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約についての討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第35号 塩屋漁港浚渫・養浜及び砂留堤工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号～議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算、日程第4 議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び日程第5 議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 8 3 号

平成27年6月9日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 金 城 勇

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第36号	平成27年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 賛成多数
議案第37号	平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第38号	平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

（金城 勇予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（金城 勇） ただいま議題となりました議案第36号から議案第38号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査を行いました。

議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算については、質疑、討論はなく、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、及び議案第38号 平成27年度大宜

味村公共下水道事業特別会計補正予算の2件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。
8番 吉濱 覺議員。

○ 8番（吉濱 覺） 議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算について、学校建設費が計上されており、反対の立場で討論を行います。

私は、3月議会で小学校統合、中学校移転地結の浜の安全環境づくりについての一般質問をしました。教育長の答弁を求めましたら、予想津波到達時間32分という数字と、計算で求められた避難時間等を比較して逃げ切れると言っていますが、地震発生と同時に逃げ始め、激しい揺れの中を移動するというあり得ない条件で計算しています。避難地標高20メートルの想定避難経路、避難に要する時間などについての資料がありますが、学校敷地の中間部から計測されているので、最長距離にすると約130メートルの差額分や、建築物の避難に際するときに障害になる想定がないため、避難時間を矮小するなどの問題や、大潮満潮時に1メートル弱海面が高くなることを考慮されていない、欠陥だらけの計算には信憑性はありません。

一方、村長は、津波避難困難地域という地図があり、大宜味村は全く困難場所でない位置づけで、5分以内で十分避難することが可能だという答弁の根拠資料を求めたところ、津波浸水予想図、浸水深1センチから30センチ未満で沈下量40センチを含まないが提出されておりました。津波避難困難区域という地図があり、大宜味村は全く困難場所でないという位置づけで、5分以内で十分避難することが可能だという根拠がないことを証明しているようなものです。

また、地域で一度も説明会が持たれないまま、今年の3月に村地域防災計画が作成されています。さらに防災会議の委員にすばらしい専門家が入っていると言っています。しかし、県北部土木事務所の所長や消防本部消防長などが委員になっていますが、道路の管理等や消火災害から救護する担当業務の職員であって、防災学の専門家は入っておりません。東日本大震災でこれと同じ程度の到達時間で大量の犠牲者を出したという事実は避難が机上の計算どおりではいけないことを示しています。さらに震源地が近ければ到達時間はもっと近くなります。結の浜安心・安全な環境づくり整備事業を科学的に安全性を確保していくためには、琉球大学島嶼防災研究センター運営委員、工学部4名、理学部2名、医学部2名、法文学1名、観光産業学部1名、教育学部1名、農学部1名、合計12名の教授など、公的機関の検証を得る必要があると考えます。これまでに要望し続けてまいりましたが、いまだに実現しておりません。

本村の未来を担う子や住民の命を守るためにも反対せざるを得ません。どうか本案に対する各議員の賛同を求め、反対討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

- 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第36号 平成27年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第37号 平成27年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第38号 平成27年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のと

おり可決されました。

◎陳情第8号及び陳情第10号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 陳情第8号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請及び日程第7 陳情第10号 安倍政権が「日本国憲法九条を守る」ように貴議会での決議要請書を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 8 2 号

平成27年6月9日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 濱 覺

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
5	平成27年 3月26日	平成27年度以降の民泊体験受け入れ生徒の入村・離村・及び一般村民が共有使用できる「体育館・駐車場（大型車乗入可能）」施設完備を要求する陳情書	審査未了		
6	平成27年 3月26日	平成27年度NPO法人おおぎみまるごとツーリズム協会への『大宜味村観光受入体制・コーディネーター委託料』支援継続を要求する陳情書	審査未了		
7	平成27年 3月26日	三大プロジェクトの内の一つ、大宜味型体験・滞在プログラムの振興・促進の為の、「宿泊施設」完備要求の陳情書	審査未了		

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
8	平成27年 4月14日	子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請	採 択	意見書の送付が妥当との意見	地方自治法第99条の措置
10	平成27年 5月19日	安倍政権が「日本国憲法九条を守る」ように貴議会での決議要請書	採 択	要請決議書の送付が妥当との意見	関係機関へ決議書の送付
11	平成27年 5月28日	所得税第56条の廃止を求める要請書	継続審査		

(吉濱 覺総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（吉濱 覺） ただいま議題となりました陳情第5号から陳情第8号まで、陳情第10号及び陳情第11号の6件について、6月8日午後1時30分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第8号及び陳情第10号については、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。また陳情第8号及び陳情第10号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため意見書等の提出が妥当との意見の一致を見ております。

なお、陳情第11号については、全会一致をもって継続審査とすべきと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第8号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって陳情第8号 子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める要請は、採択することに決定しました。

これから陳情第10号 安倍政権が「日本国憲法九条を守る」ように貴議会での決議要請書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 安倍政権が「日本国憲法九条を守る」ように貴議会での決議要請書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第10号 安倍政権が「日本国憲法九条を守る」ように貴議会での決議要請書は、採択することに決定しました。

◎陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 陳情第1号 灌漑施設に関する陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 7 9 号

平成27年6月9日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大 城 佐 一

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
1	平成27年 1月28日	灌漑施設に関する陳情書	不採択		

(大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長(大城佐一) 継続審査中でありました陳情第1号 「灌漑施設に関する陳情書」について報告いたします。

先ず、3月16日に委員会において机上ではなく、現場の視察を含め聴取を行った方がよいとのことで、継続審査となりました。

4月17日に現場の視察と、陳情者からの聴取を行いました。

更に、5月20日には産業振興課長の出席を求め今までの経緯の詳細等を聴取いたしました。
陳情者の要請には賛同できず不採択にするとの意見の一致をみております。
よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号 灌漑施設に関する陳情書の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 灌漑施設に関する陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号 灌漑施設に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立なし）

○ 議長（平良嗣男） 起立なしです。

したがって陳情第1号 灌漑施設に関する陳情書は、採択しないことに決定しました。

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 全員発議により提出されました意見案第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。宮城辰徳議員。

（5番 宮城辰徳議員 登壇）

○ 5番（宮城辰徳） 意見案第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月9日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城辰徳 新城一智 仲井間宗利 金城 勇 吉濱 覺 安里重和 大城佐一 前田 孝

賛成者 東 武久

提案理由 子宮頸がん予防ワクチンによる副反応に関し、因果関係の解明を急ぐとともに、早期解決するよう国に求めるため。

子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書

厚生労働省は、2010年より任意接種の子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）を「子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業」として公費負担で実施してきました。子宮頸がんの予防には、子宮頸がん予防ワクチンの接種が有効であるとされ、2013年4月1日から、予防接種法による定期接種として同ワクチンの接種が実施されてきました。

その後、ワクチン接種後にワクチンとの因果関係が疑われる持続的な疼痛が特異的に見られたことか

ら、同年6月、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないとしました。

しかしながら、厚生労働省の勧告から今日まで、同省に設けられた厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会においては、いまだ因果関係は解明されず、救済体制は進んでいません。その間にも、接種後の副反応の症状に苦しむ被害者が全国で声を挙げています。2014年8月の厚生労働大臣の記者会見では、各県に専門的な協力機関を設けること、医療機関からの副反応報告が確実に行なわれること等が発表されました。したがって、国においては、これまでの子宮頸がんワクチン接種後の副反応被害について調査し実態把握をすること。原因解明を急ぐとともに、ワクチン接種後に日常生活に支障が生じている方々に対して医療支援を実施することが急務であると考えます。

よって、国において国民の健康と安全のため、下記の事項を実施するよう強く求めます。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチンによる副反応に関し、因果関係の解明を急ぐとともに、国民に対し速やかに情報提供を行うこと。
2. 子宮頸がんワクチンを接種した方全員に対し、接種後の被害実態調査を実施すること。
3. ワクチン製薬会社にワクチンの成分の公表を促し、関係機関に働きかけて接種後の副反応被害への治療法の確立を急ぐこと。
4. 子宮頸がん予防ワクチンの接種後に日常生活に支障が生じた方々への補償、並びに相談事業の拡充と各地域の医療機関の連携による対応を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月9日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応被害の早期解決を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第10 ただいま全員発議により提出されました決議案第1号 「日本国憲法第9条を守る」よう要請する決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) 決議案第1号 「日本国憲法第9条を守る」よう要請する決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月9日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 安里重和 吉濱 覺 金城 勇 新城一智 仲井間宗利 大城佐一 宮城辰徳

賛成者 東 武久

提案理由 安倍政権が「日本国憲法第9条を守る」よう強く要請するため。

それでは決議案を朗読いたします。

「日本国憲法第9条を守る」よう要請する決議

今年は戦後70年の節目の年になります。

日本国憲法第9条は、戦争を放棄し、軍隊を持たないという他国に類を見ない徹底した平和主義を採用しました。それはこの国に319万人という戦死者を出し、とりわけ沖縄では、地上戦により県民の4人に1人が犠牲となり、20万人余の命を奪ったあの戦争の惨禍を二度と繰り返さないという私たちの決意であり、甚大な被害と苦痛を被らせた近隣諸外国を含めた国際社会に対する約束です。

今、その憲法9条は、最大の危機を迎えています。安倍首相は、積極的平和主義という美言を使い、国際貢献という名の下で海外で「戦争する国」づくりを着々と進め、憲法9条に基づく戦後日本のあり方を根底から崩そうと躍起になっています。沖縄県民の民意を無視し、「主権在民」の憲法にも反しています。また、今年度の教科書検定では「愛国心」を中心に据えた検定がなされ、戦前のように国家主義思想を植えつける意図が明らかです。

2014年7月に「集団的自衛権の行使容認」が国民的議論を尽くされることもなく閣議決定され、その安倍政権は、「集団的自衛権」に基づく切れ目のない安全保障法制の整備を計ると明言し、与党で具体的に協議が進められ、その全体像が次第に明らかになってきています。

「海外派兵恒久法」では“戦闘地域”の概念を撤廃し、現に戦闘が行われている現場で兵たん支援が行えるようにし、また、戦闘行為によって遭難した兵士の捜索、救助活動も実施し弾薬の提供も可能とします。そのことによって、自衛隊員が戦争に巻き込まれる危険性は飛躍的に高まります。

PKO「国連維持活動」法の改定では、“自己防衛に限定されていた武器使用基準も緩和し、任務遂行のための武器使用も可能となります。「周辺事態法」にある「わが国周辺の地域における」といった

地理的部分を削除し、時の政権が「日本の平和と安全に重要な影響を与える」と判断すれば、世界中のどこでも自衛隊員を派兵できるようにします。また、現行法ではできない外国領内での活動も当該国の同意があれば可能とします。”

このような内容が日米首脳会談で合意され、対米従属の「戦争へ向かう日本の方向性」をはっきりと示し、今国会に法案として提出しています。

また、安倍政権は、憲法9条“改憲”にも意欲を燃やしています。2016年にも憲法“改憲”の国民投票を実施する日程を明らかにしています。安倍政権のこのような暴走政治を許すわけにはいきません。

日本国憲法第9条には、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とあり、世界に類を見ない日本国憲法の理念に則って世界の平和に貢献することが、今ほど重要な時はないと考えます。戦後70年続いた平和な日本は、この日本国憲法によって支えられたお陰です。

安倍政権が「日本国憲法第9条を守る」よう要請する。

平成27年6月9日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄担当大使

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第1号について討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 「日本国憲法第9条を守る」よう要請する決議を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第1号 「日本国憲法第9条を守る」よう要請する決議は、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

- 議長（平良嗣男） 日程第11 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

- 議長（平良嗣男） 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務常任委員会委員長及び経済建設常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

- 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員